

第123回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第2号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第3号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 第4号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 第5号議案 神河町手話言語条例制定の件
- 第6号議案 神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第7号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11号議案 神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20号議案 神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21号議案 神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22号議案 神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第23号議案 神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件

第 2 4 号議案	中播北部行政事務組合理約の一部変更について
第 2 5 号議案	令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
第 2 6 号議案	令和 6 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
第 2 7 号議案	令和 6 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 5 号）
第 2 8 号議案	令和 6 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
第 2 9 号議案	令和 6 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 3 0 号議案	令和 6 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
第 3 1 号議案	令和 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
第 3 2 号議案	令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 5 号）
第 3 3 号議案	令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
第 3 4 号議案	令和 7 年度神河町一般会計予算
第 3 5 号議案	令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
第 3 6 号議案	令和 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第 3 7 号議案	令和 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 3 8 号議案	令和 7 年度神河町介護保険事業特別会計予算
第 3 9 号議案	令和 7 年度神河町土地開発事業特別会計予算
第 4 0 号議案	令和 7 年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第 4 1 号議案	令和 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 4 2 号議案	令和 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 4 3 号議案	令和 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 4 4 号議案	令和 7 年度神河町水道事業会計予算
第 4 5 号議案	令和 7 年度神河町下水道事業会計予算
第 4 6 号議案	令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計予算
第 4 7 号議案	令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）
承認第 1 号	第 3 期神河町人口ビジョン並びに地域創生総合戦略の策定の件
承認第 2 号	第 4 期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件

○議会提出議案

発委第 1 号	神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
発委第 2 号	神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
発委第 3 号	神河町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第16号

第123回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月17日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和7年2月26日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

小 寺 俊 輔

廣 納 良 幸

安 部 重 助

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

○3月24日に応招した議員

吉 岡 嘉 宏

○応招しなかった議員

な し

令和7年 第123回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和7年2月26日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和7年2月26日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 第2号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第6 第3号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 日程第7 第4号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 日程第8 第5号議案 神河町手話言語条例制定の件
- 日程第9 第6号議案 神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第10 第7号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第8号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11号議案 神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第12号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第13号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第14号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第16号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

日程第16	第17号議案	神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
日程第17	第18号議案	神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
日程第18	第19号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第19	第20号議案	神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第20	第21号議案	神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
	第22号議案	神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第21	第23号議案	神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第22	第24号議案	中播北部行政事務組合格約の一部変更について
日程第23	第25号議案	令和6年度神河町一般会計補正予算(第7号)
日程第24	第26号議案	令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第25	第27号議案	令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第5号)
日程第26	第28号議案	令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第27	第29号議案	令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第2号)
日程第28	第30号議案	令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第1号)
日程第29	第31号議案	令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算(第2号)
日程第30	第32号議案	令和6年度神河町水道事業会計補正予算(第5号)
日程第31	第33号議案	令和6年度神河町下水道事業会計補正予算(第5号)
日程第32	第34号議案	令和7年度神河町一般会計予算
	第35号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
	第36号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第37号議案	令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第38号議案	令和7年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第39号議案	令和7年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第40号議案	令和7年度神河町訪問看護事業特別会計予算
	第41号議案	令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第42号議案	令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第43号議案	令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第44号議案	令和7年度神河町水道事業会計予算
	第45号議案	令和7年度神河町下水道事業会計予算
	第46号議案	令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第33	承認第1号	第3期神河町人口ビジョン並びに地域創生総合戦略の策定の件
日程第34	承認第2号	第4期かみかわ教育創造プラン(神河町教育基本計画)の策定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 第2号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第6 第3号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 日程第7 第4号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 日程第8 第5号議案 神河町手話言語条例制定の件
- 日程第9 第6号議案 神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第10 第7号議案 神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第8号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11号議案 神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第12号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第13号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第14号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第16号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第17号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第18号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第19号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

		件
日程第19	第20号議案	神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第20	第21号議案	神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件
	第22号議案	神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第21	第23号議案	神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第22	第24号議案	中播北部行政事務組合規約の一部変更について
日程第23	第25号議案	令和6年度神河町一般会計補正予算（第7号）
日程第24	第26号議案	令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第25	第27号議案	令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）
日程第26	第28号議案	令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第27	第29号議案	令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28	第30号議案	令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第29	第31号議案	令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第30	第32号議案	令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第31	第33号議案	令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第5号）

出席議員（10名）

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	小寺俊輔	9番	藤原資広
4番	廣納良幸	11番	栗原廣哉
5番	安部重助	12番	澤田俊一

欠席議員（1名）

6番 吉岡嘉宏

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 建設課長 藤原寿一

副町長	前田 義人	地籍課長	中野 友純
教育長	入江 多喜夫	上下水道課長	谷 総和人
総務課長	平岡 万寿夫	健康福祉課長	藤原 栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田 勝樹		木村 弘美
税務課長	藤原 一宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長井 千晴		北川 由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高階 正三
	井出 博	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前川 穂積		井上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩田 勲		児島 浩司
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
	石橋 啓明		宮本 公平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高橋 吉治		

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

厳しい寒さの中にも日差しは暖くなり、少しずつ春の訪れを感じる季節になってまいりました。そのような中ではありますが、兵庫県政の混乱がいまだに続いています。その混乱に一部の県議会議員の発言や行動が拍車をかけていることは、大変残念であります。また、近隣の複数の市議会においても、議員のSNS、交流サイトへの投稿内容について政治倫理審査会が開かれる事例や、別件で議員の個人情報保護の欠如による議員辞職勧告決議の可決という事例などが見られます。私たち議会議員は、非常勤の特別職公務員であります。議員として町民の皆様方との対話や情報発信は重要な課題であります。一方で、公職にある私たちの発言や行動は、常に責任を伴うものです。いま一度原点に戻っていただき、自らの発言や行動を律し、議員としての品位の保持に努めていただきますように改めてお願いいたします。

さて、本日ここに第123回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶の至りに存じます。

今期定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長からの報告を受けますが、諮問、人事、条例の制定と一部改正、規約の一部変更、令和6年度各会計補正予算、令和7年度各会計当初予算、計画の承認など計48件であり、いずれも町政にとって重要

な案件であります。中でも、令和7年度各会計当初予算は、住民の皆様の生活に直接関わるものであります。議員各位におかれましては、住民福祉の向上を念頭に、町民の皆様への負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第123回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

改めまして、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、昨年1月に発生した能登半島地震は、復興を目指す中で昨年9月に発生した奥能登豪雨により新たな被害が発生、また、この冬日本列島を襲った大寒波による大雪により復旧に影響が出るなど、厳しい状況が続いています。しかし、これからが国、地域を挙げて本格的な復旧、復興に向けて全力で取り組んでいかなければなりません。

地震発生以降、被災地支援として、兵庫県は関西広域連合と連携し、カウンターパート方式で石川県珠洲市へ支援を行ってまいりました。神河町からも避難所支援と家屋被害認定支援に1班2名体制、1週間の日程で、この間職員派遣してきたところです。このたび2年の長期派遣として、石川県穴水町へ神河町より1名の職員派遣を決定いたしました。派遣に当たり、派遣職員はもとより、御理解いただきました御家族の皆様方に心より感謝申し上げます。あわせて、石川県能登半島地震被災地域の一日も早い復旧、復興を心から願うものです。

さて、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を始めて、2月24日で3年となりました。アメリカ合衆国のトランプ新大統領とロシア・プーチン大統領との間で和平交渉が行われる中、国連安全保障理事会でアメリカ合衆国が戦闘終結を求める決議案を提出して採択される一方で、ヨーロッパ諸国との関係が悪化の状況となり、不透明な状況が高まりつつあります。また、イスラム組織ハマスとイスラエルとの軍事衝突と併せて、一日も早い平穏な日常が戻ることを心から願うばかりです。

国内では過去最大の一般会計の総額115兆5,000億円の新年度予算を閣議決定し、今、通常国会で与野党間での審議が進められています。本日の新聞の1面にも詳細が記載されておりました。石破内閣の目玉事業、地方創生2.0を神河町としてもその内容をしっかりと熟知して、これからの神河町創生につなげていかなければなりません。

兵庫県においては、文書問題からの齋藤知事の失職により兵庫県知事選挙が執行され、再選された齋藤知事ではありますが、兵庫県政は今も兵庫県議会との関係を含めて混乱が続いています。コミュニケーションの再構築によりしっかりと兵庫県政を推進するとの齋藤知事の就任後の言葉でありましたが、ぜひそのことを実行されて、一日も早い兵庫県政の正常化を切に望むものであります。

さて、本日は第123回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

は繰り合わせての御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には、諮問1件、教育委員会人事案件2件、条例制定、改正20件、規約の変更1件、令和6年度各会計の補正予算9件、そして令和7年度各会計予算13件及び承認2件の計48件を提出させていただきました。議員各位にはよろしく御審議を賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時07分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第123回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、吉岡嘉宏議員より、病気加療中のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

7番、松岡宣彦議員、8番、藤森正晴議員、以上2名を指名します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月19日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から3月24日までの27日間と決しております。

町長から提出されます議案は、諮問1件、人事案件2件、条例制定3件、条例の一部改正17件、中播北部行政事務組合格約の一部変更1件、補正予算9件、令和7年度当初予算13件、計画の承認2件の計48件であります。なお、議会からの提出議案は、条例等の一部改正3件を最終日に提出する予定にしております。

閉会中に受理した請願はございませんが、陳情1件を受理しております。内容については、産業建設常任委員会で審議を行い、継続調査としております。また、議会運営基準第142条の規定により、その写しを配付しておりますので御確認ください。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目、第2日目は、町長提出の全ての議案について提案説明を受けた後、諮問第1号、第2号議案及び第3号議案は、質疑を受け、討論、表決をお願いいたします。承認第1号及び承認第2号について、最終日に質疑、討論、表決をお願いすることとしております。

第3日目と第4日目は、質疑を行います。第4号議案から第24号議案、第26号議案及び第27号議案、第29号議案から第33号議案については、それぞれ質疑の後、討論、表決をお願いすることとしております。第25号議案、一般会計補正予算は、質疑の後、総務文教常任委員会に審査を付託することとしております。なお、一般会計補正予算と関連がある第28号議案、介護保険事業特別会計補正予算については、最終日に討論、表決をお願いすることとしております。また、第34号議案から第46号議案までの令和7年度各会計当初予算については、質疑の後、議会運営基準第120条の規定により、議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して審議を付託することとしております。

一般質問につきましては、通告締切りを2月28日の午前9時とし、定例会第5日目の13日と第6日目の14日に行うこととしております。

24日の最終日には、総務文教常任委員会に付託しました第25号議案、予算特別委員会に付託しました第34号議案から第46号議案について、委員長の審査報告を受け、討論、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの27日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの27日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその

写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。閉会中の2月13日、総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、質疑のあった中から主立った項目について報告をいたします。

まず、教育委員会関係でございます。

学校教育関係の小学校の適正規模・適正配置についてでございます。長谷小学校は、今年度6年生が卒業すれば来年度は何人になるのか、また、そのうち移住されてこられた方の人数は何名かの問いに対しまして、来年度は全校生徒7名を予定している。その多くが移住された方と認識しているという答弁でございました。

次に、長谷小学校区に住んでいても他の小学校を選択できる特定地域選択制導入の説明もあったが、何人以下になれば休校または廃校といった町の考えはないのかの問いに対しまして、これまで小学校は人数が減ってきたので、町としては特定地域選択制の導入について検討を進め、できるだけ今年度中に存続や統合のラインを示し、理解を得ながら一つの方向性を決めていきたい。現在、普通学級が2学級、特別支援学級が2学級の4学級になっているが、最終的に人数でいくのか学級数でいくのかを考えながら進めていきたい。できるだけ適正に、学校関係者、保護者の意見や気持ちを大切にしながら進めたいという答弁でございました。

次に、スクールバス導入についてでございます。運行形態によってそれぞれメリット、デメリットがある。町が直営すれば、フットワークも軽く迎えに行けることができたり、運転手が雇えるので税収が増えたりすると思う。子供だけの利用では財政的に運営が厳しいが、病院に通院される一般の方もそのバスが利用できるなら町にとってメリットがあると思うので、他の課も含めて考えてもらいたい問いに対しまして、町が直営で行う場合のデメリットとしては、車両購入の初期投資がかかるほか、ランニングコストが年間3億円かかる。さらに、運転手の確保やバスの定置場所の確保が困難であるといった点が上げられる。そのため、今のところスクールバスの導入は厳しいとの結論に至っている。ほかの課であったり町全体の運営といったところは、今のところ検討していないという答弁でございました。

次に、第3期子ども・子育て支援事業計画についてでございます。地域子ども・子育て支援事業の具体的な施策の中で、国が新たな制度として出してきたこども誰でも通園制度は、利用者にとってよい制度だと思うが、今考えている受入先の現実的な定員の問題もあると思う。受入れは可能なのかの問いに対しまして、実際の受入先として、町内

の保育所と保育園、幼稚園を考えている。あらかじめ保育所と保育園には話をしておおむね同意を得ている。年齢によっては受入れが無理な日も出てくる可能性はあるが、状況に応じてなるべく受けていただけるよう調整を進めていきたいという答弁でございました。

なお、第3期神河町子ども・子育て支援事業計画及び第3期神河町次世代育成支援対策推進行動計画につきましては、当委員会の承認事項になっております。採決の結果、総務文教常任委員会として承認いたしました。

次に、社会教育関係でございます。

町民温泉プールについての質問でございます。町民温水プールモニタリング調査の血液検査の結果を見ると、善玉コレステロールは増えて、中性脂肪が減ったとある。町民にプールに来てもらえるようにするために、この効果を反映したポスターを作ってはどうか。プールで運動すればこのような効果が生まれるといったことや、年会費などを書いたポスターを公共施設や各公民館などに貼ってはどうかと思う。町民温水プール存続のための血液モニター制度なので、得られたデータをフルに活用して啓発してほしいとの問いに対しまして、3月号の広報に報告書の概要を載せる予定である。ポスターは、こういった形で載せるかを考えていきたいという答弁でございました。

次に、図書コミュニティ公園についての質問です。工事が完了した後、4月1日から教育委員会の所管になる。7月のオープンまでの間に、子供たちがどうしても中に入ってしまう事故などが起こる可能性がある。どう管理するのかの問いに対しまして、4月から職員を配置したいと考えている。図書や備品の移転で職員が常駐することになるので、一定の管理は可能だと思う。子供たちが入らないよう看板などによる協力依頼は必要だと考えている。芝生を3月に張る予定で、芝を張った後すぐに子供たちが入ってその上を歩いたり走ったりすると芝の生育や定着にも影響があるので、一定の制限は必要だと考えているという答弁でございました。

次に、当施設は4月1日から行政財産となる。行政財産となれば、その中で起きる事故等は総務課が加入している町有施設の保険対象になると思う。神崎公民館は3月31日で条例改正によって普通財産となるが、そのとき保険対象になるのか。事故が起きた際の保険関係など担当課と総務課がよく連携をして、事故が起らないように。また、起こったときにどうするのかも含めて対応をお願いしたいという質問に対しまして、公園の遊具については、発生した事故に瑕疵がない場合は基本的に保険で対応できない。ただ、瑕疵があり損害賠償の責任が出てくる場合は、町が加入している損害賠償保険で対応する。神崎公民館については廃止となるので、総務課が管理することになる。使用を継続する武道場については、教育委員会の管理となるの答弁でございました。

次に、公民館です。

神崎公民館閉館後の活動場所についての質疑でございます。今まで神崎公民館でローンを展をされていたが、神崎公民館がなくなればどこで開催する予定なのかの問いに対し

まして、今後は中央公民館で開催し、ロビー展の出展者を募っていきたい。出展要望が多くあるようなら、展示期間を縮小して実施していきたいと考えているの答弁でございました。

次に、給食センター関係でございます。

給食費の半額補助についての質疑でございます。この1年間は国の交付金を活用し、給食費の半額補助が行われ、子育てされている方は一定の負担が軽減されたと思っておられたと思うが、4月以降は全額負担に戻る。こういった形で周知をしようとしているのかの問いに対しまして、国の補助制度がなくなった時点で補助をやめると説明してきたが、来年度も同様の交付金が継続される見込みであるため、基本的には今年度と同様に半額補助を実施していきたいと考えているとの答弁でございました。

その他といたしまして、以前、市川町や福崎町と共同で給食センターを運営するという話があったが、最近一切話が出てこない。その後の状況を教えてほしいとの問いに対しまして、市川町と事務レベルで年2回ほど協議している。協議の進め方は、統合する場合に機器や食器の調整がどれだけ必要で、施設の改造がどこまで必要なのか。また、大幅な修繕を伴わない食数はいつ頃になるのかなどを探っている状況である。ただし、それがイコール給食センターの統合という調整までは至ってないという答弁でございました。

次に、税務課関係でございます。

不納欠損についての質疑でございます。外国人実習生が一部の町税を滞納したまま帰国し、不納欠損扱いとなっている。外国人を雇用している事業所等が必ずあるはずで、雇用者や保護者的な人と連携していくなどを考えていかなければ今後もこういう形で滞納が残っていくのではないのかの問いに対しまして、雇用主から電話をいただき、納税はどうなっているのかなどお問い合わせいただける場合もあるが、そこまでしていただける事業所はなかなかない。町民税は、長期滞在する場合は基本的に納税が必要なもので、滞納がない。しかし、短期の滞在の場合は、ある日突然、滞納したまま出国されてしまうことがある。実態として雇用主に個人の滞納状況を話すことはなかなか難しい現状だが、雇用主などに声をかけられる事業所があれば、そういった取組も考えていききたいとの答弁でございました。

会計課につきましては、特にございませんでした。

次に、総務課関係でございます。

まず、令和7年度採用職員の募集・応募についての質疑でございます。人材確保に向けた取組について、公務員志望の学生が減っているので高卒初任給の引上げを検討中とあるが、町独自でできないと思う。人事院勧告に沿っているのかの問いに対しまして、国が高卒初任給として示しているものに4号給引き上げて1-9にしていきたいと考えており、これは町独自の取組である。既に市川町は取り組んでいるとの答弁でございました。

次に、保健師と社会福祉士を各1名ずつ募集したが応募がなかったとのことであるが、今の人事体制では周りの職員の業務を圧迫する部分も出てくると思う。その対応はどう考えているのか。また、事務職と水道技術職の面接試験がまだ終わってないようだが、採用の見込みがあるのかの問いに対しまして、保健師と社会福祉士は資格が必要なので、どうしても大卒となるため、なかなか町の試験を受けていただけない。現在、保健師については会計年度任用職員でお願いをしており、同様の形で対応していきたいと考えている。水道技術職員につきましては、試験結果を見た上で今後採用について検討していきたいとの答弁でございました。

次に、ケーブルテレビ・インターネット事業についてでございます。ケーブルテレビ・インターネット運営事業でアンケートを取られたが、目的はどのような方向に進もうとしているのかの問いに対しまして、ケーブルテレビの運営は非常に経費が高くなっている。町が抱える課題に難聴地域があるので光ケーブルは必要だが、経費節減につながる事業の見直しをしたいという目的がある。インターネットサービスも町独自で展開するのは非常に難しい。自主放送番組の制作についても、どうすれば経費節減できるのか考えている。来年3月に指定管理の委託契約が更新時期となるので、アンケート調査の結果を見ながら協議していきたいとの答弁でございました。

次に、ふるさと納税についてでございます。役場だけの取組ではなく、商工会や地元の人も巻き込んでプロジェクトチームをつくって取り組むほうがふるさと納税していただきやすいと聞いたが、一度考えてみたらどうかの問いに対しまして、返礼品の開発については事業者に作ってもらうのが大事なので、商工会の皆さんに協力してもらうのが一番だと思っている。商工会にも声かけしながら新しい返礼品を出していきたいとの答弁でございました。

次に、今話題になっているお米だが、神河町産のお米はとてもおいしい。特に山間部、猪篠とか赤田だとか、山の上のお米はおいしい。以前、九州から視察に来られたところが、ふるさと納税が何十億円もあると言われ、聞いてみたら、それはお米だということだった。一つの方法として取り組んでみてほしいとの問いに対しまして、お米は重要なツールだと思っているが、今回はほかからの注文が入ったとのこと、ふるさと納税に出してくるお米が少なかった。やはり事業者にふるさと納税に出してよかったと思っただけることが大事なので、それも含めて取り組んでいきたいとの答弁でございました。

それから、公用車のEV化についての質疑でございます。一般の方から、町はEV車をたくさん入れてるという話が出ている。世の中の流れなので、EV車はよいが、値段が高い。もう少し安くなってから導入してもよいのではないのか。また、世間がEVだからEVを買うという簡単な考えではなく、財政が厳しいときなので、更新の方法もよく考えていかなければと思うがどうかの問いに対しまして、住民生活課で作成している脱炭素化施策展開事業計画の中に官と民が共にこういう取組を頑張ろうという目標を定

めており、その中に公用車のEV化という目標を定め、その計画に基づいて購入を進めている。軽自動車は高価だが、車体にEVのマークを入れられるので、町内を巡回する軽自動車を皆さんに見ていただくことで啓発に活用したいと考えている。しかし、安易にEV化ということではなく、啓発も含めながら、意義のある買い方をしていきたいという答弁でございました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会で質疑のあった中から主立った項目について報告いたしました。これで終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の松岡です。閉会中の2月7日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付しております民生福祉常任委員会開催結果報告書を御覧ください。

まず最初は、公立神崎総合病院です。主な質疑応答は、次のとおりです。

内科医の退職で外来患者数が減っているという説明だが、患者の流出は大きな問題である。医師の数をこれ以上減らさないための対策はという問いに対しまして、医師の退職により、その医師が診られていた患者が流出し、新たな患者の数も減っている状況である。院長以下で神戸大学や大阪医科薬科大学の医局等に派遣要請を行いながら、業者紹介や地縁のある医者等への働きかけも行っているが、なかなか結果には結びついていない。来年の研修医と養成医については、今年度同様の人数は確保できる見込みだが、慢性的な医師不足である。引き続き、いろいろな手を尽くして医師確保に努めていくという答えでした。

続いて、透析患者が減っているという話だが、ほかの病院では夜間の透析を行っているという聞き。当院ももっと融通の利く時間帯に透析できるようにすればどうかという問いに対し、当院では午前9時からの1クルールの透析だけになっている。午後など第2クルールの透析を受け入れたいが、そのときには内科医や臨床工学技士、看護師などのスタッフが必要になるので、なかなか難しい。腎臓病が悪化すると透析患者になることがあるので、来年度、何とか腎臓内科医に来てもらい、透析予備軍の患者を当院でグリップしていきたいという答えでした。

次に、令和6年度の決算は4億円超えの赤字の見込みで、キャッシュは2億円程度減少するという報告だが、人事院勧告に基づく給与改正で、人件費が大幅に増加している。当院の医師は給与が高いと言われている中、医師の給与を人事院勧告に従って上げたのは疑問が残る。病院については企業会計なので、役場職員と別に考えてもよいのではないかとこの質問に対し、町直営で運営している以上、病院であれ役場であれ、同じ神河町職員という身分なので、配属先で給料が違うというのは好ましくないと考える。人事院勧告に従い、職員の基本的な給与は国に準ずるということをこれまで死守してきたので、そこは歴史的に守っていきたいという答えでした。

なお、令和6年度不納欠損予定者は1件、これは令和4年度に発生したものであるが、債務者死亡によって不納となったとの報告を受けました。

続きまして、健康福祉課です。主な質疑応答は、次のとおりです。

在宅の要介護4、5の方への訪問の実施は、令和6年度の事業に向けた議会からの政策提言で、その実態とニーズを把握し、足りない部分を行政がほかとも連携しながら対応していくという趣旨であった。報告では、利用できなかったサービスとして訪問入浴3件などがあるが、それらに対して行政はどう対応していくのかという問いに対し、当町の社会福祉協議会の訪問入浴サービスが廃止となり、現状では市川町の社会福祉協議会に頼っているが、姫路市の業者にも来てもらえるような話を聞いている。病院とも連携できる場所は連携し、予算の関係もあるが、訪問する中で施策につなげていけたらよいと思う。これからも介護者の負担をできるだけ軽減できるよう考えていきたいという答えでした。

次に、生活保護受給状況について、当町は2.5世帯前後で全世帯の0.5%前後だが、姫路市などは3%を超えていて、申請者を門前払いするようなところもあると聞く。当町の受給者は非常に少ないが、申請者を門前払いするようなことはないかという問いに対し、当町では決してそのようなことはない。相談については、事前に日程調整をして、県のケースワーカーや町の担当者が聞き取りをし、必要に応じて保健師も相談に乗っているという答えでした。

続きまして、住民生活課です。主な質疑応答は、次のとおりです。

低所得者向け住宅について、収入基準が15万8,000円以下となっているが、年収換算で189万6,000円以下というのはあまりにも現実的ではない。空き室をなくすためにももう少し緩和してはどうかという問いに対し、低所得者向け住宅は公営住宅法の法律等に基づいて建設しており、この基準は全国一律で、町独自で変更はできないという答えでした。

続いて、ひと・まち・みらい課と移住定住サポートセンターが、町営住宅の募集を掲載した空き家バンクの物件チラシを近隣である生野町と市川町に配布したそうだが、もっと人口の多い姫路市などにも配布範囲を広げたらどうか。また、空き家バンクのホームページに町営住宅も掲載してはどうかという問いに対し、対応できる範囲で担当課と協議をしていくという答えでした。

なお、次に、特定空家対策の進捗状況についてですが、空家等対策計画は、申合せにより、当委員会の承認案件となっています。全会一致で承認いたしました。

次に、消防団員の人数を増やすために、もっと勧誘に力を入れるべきではないかという問いに対し、消防団本部会議で消防団員の加入状況を確認しているが、今後もっと勧誘に努力していただけるようお願いしていきたい。昨年10月に2名の女性団員が入団され、活動の中で防災の啓発と併せて消防団員の勧誘なども行ってもらっている。こういった活動を重ね、女性も加入できることや消防団員の処遇などを詳しく紹介しながら

積極的に勧誘を進めていきたいという答えでした。

最後に、上下水道課です。主な質疑応答は、次のとおりです。

埼玉県八潮市で発生した下水管の損傷による大規模道路陥没事故のような事態が当町には起こらないかという質問に対し、当町の下水処理は、八潮市での事故が発生したような合流式ではなく、汚水のみを流す分流式である。また、事故ではコンクリート製の管が硫化水素の影響で腐食して損傷したが、当町はコンクリート製の管ではなく硫化水素に強い塩ビ系の管を使用しているため、破損しにくい。点検としては、管が割れると土砂が流入し、処理場のスクリーンに土砂が引っかかるので、処理場の点検を毎日行っている橋本株式会社によって異常が出ればすぐに分かる状況である。また、損傷箇所の周辺ではマンホールが噴き上がり、排水がスムーズにいかなくなったりする可能性があるため、住民からの通報でも察知できると考えているという答えでした。

次に、兵庫県が行う人工衛星による漏水調査について、神河町の調査範囲は206キロメートルだが全て完了したのかという問いに対し、神河町を含め、県の調査は全て調査済みであるという答えでした。

以上、大まかな報告になりましたが、これ以上の項目につきましてはお手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。

なお、執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで民生福祉常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員長の藤森です。産業建設常任委員会閉会中の報告をいたします。

委員会は、2月4日に開催しました。

まず最初に、建設課であります。

道路メンテナンス事業については、道路の橋梁補修事業は、仮設足場等の設置に係る河川の占用協議を理由に、渇水期、いわゆる11月以降です、での実施との制約があるため、工事の内容や規模によっては年度内に完了が難しく、毎年数件の繰越しが生じている現状が慢性化しています。解決策として、工事の設計監理を複数名に割り振り、早期発注に向けた努力はしていますが、年度内に完了させるのは難しい状況が続いています。現状では、繰越し件数をいかに減らすかが課題となっているとのことでした。これについての質疑であります。

渇水期でなければいけないというのは、足場組みが関係するのではないか。川底からの足場ではなく、つり足場ならいいのではないかの質疑に対し、川底からの足場でなく、つり足場で計画はしている。しかし、つり足場でも、河川断面を侵すという理由で出水期での河川占用許可が難しい。

次の質疑に参ります。渇水期に実施というのは姫路土木事務所からの指示と理解して

いいのか、これに対して、渇水期の実施については、姫路土木事務所の指示と認識しているの回答であります。

次に、地方創生道整備推進交付金事業であります。町道光明寺線、町道コホウキ線は、早期発注に向け準備を進めていましたが、設計内容等において地元との再協議が必要となり、早期発注は難しい状況となっております。これらに割り当てていた予算は、比較的順調に進んでいる町道野村沢線と町道流田線の工事請負費に振り替え、令和7年度へ繰り越した上で可能な区間から本工事に着手していく考えとのこと。これについての質疑であります。

町道光明寺線、町道コホウキ線は、早期発注の段階であるのに地元との再協議が必要となったとのことだが、どういうことなのかの質疑に対し、町道光明寺線、町道コホウキ線については、詳細設計が昨年度に終わり、地元へ提示したところ、幅員などの根幹に関わるような話が出てくるなど協議が必要となり、その見通しが十分立っていないため繰越しをせざるを得なくなったの答弁であります。

次の質疑であります。地元協議した上で詳細設計されたとのことだが、地元協議したときに念書などは交わさなかったのか。これに対し、基本的に地元協議の内容については書面を頂くことなく、協議の中でこれでいだろうということで進めてきたの答弁であります。

次の質疑であります。次はしっかり協議し、互いに念書を交わすなど、もう再協議にならないようにすべきであるの質疑に対し、今後、これ以上変更にならないように十分地元へ申し入れながら、最終的な設計図書としていきたいの答弁であります。

次に、地籍課であります。

地籍調査は順調に進捗しております。町への山林寄附の実績については、令和4年度は26筆、令和5年度は2筆、令和6年度は7筆となっております。

次に、農林政策課であります。

神崎フードについての質疑であります。神崎フードの経営悪化が心配される状況であるが、現状はどうかの質疑に対し、神崎フードの経営状況については、非常によくない状況になっている。最大の要因は米の値上がりである。この状況が続けば、来年度以降は債務超過になる可能性が非常に高く、経営改善計画を早急につくる必要がある。本来ならば社長がつくるのが本意であるが、外部の目を入れるということで銀行に経営改善計画の作成を依頼している。監査委員により、債務超過に陥るようになる前に本会議で説明すべきと指摘をいただいているので、報告をしていきたいと思っているの答弁であります。

次に、有機栽培についてであります。有機栽培についてケーブルテレビで放送されているが、いろんな野菜の栽培方法や肥料の加減など、特別番組で情報を伝えてはどうかの質疑に対し、最終的に収録されたもの全部を特別番組的にまとめて放送したいと考えている。また、町外の方も見る事ができるよう、既に町のホームページに掲載してい

るの答弁であります。

次に、森林環境譲与税についてであります。森林環境譲与税の活用事業として、粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の整備に使う町産材はどこに使うのかの質疑に対し、書架や総合カウンター、ベンチ、建物の一部の予定であるの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

サテライトオフィス企業誘致事業についての質疑であります。サテライトオフィス企業誘致事業は、地域活性化起業人制度の企業派遣型と副業型を使ってサテライトオフィスを設置するということでのいいのかの質疑に対し、サテライトオフィスを設置する前段階として地域活性化起業人制度を利用し、神河町へ来て準備を行ってもらう。町も支援しながら、軌道に乗った段階でサテライトオフィスを設置するという流れになるという答弁であります。

次の質疑であります。サテライトオフィスの設置について4社と話をされているのだが、一日も早い設置を期待するがいつ頃になるかの質疑に対し、サテライトオフィス設置については、事務所を置く場所の問題があるので、場所が見つかり次第設置という形になると思うの答弁であります。

次に、粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の事業についての質疑であります。整備事業に係る地元業者下請率は、目標10%に対し、現時点で4.26%である。工事も終盤に来ている。地元業者下請率10%未達成なら今後町はどのようにするのかの質疑に対し、前回、当委員会で地元業者下請率10%未満についての意見が出た。弁護士に相談をした結果、応募条件に明記されているので、交渉はできるとのことだが、ただ、公正取引委員会の解釈等を総合的に勘案すると、条件をつけるのはいいが、未達成の場合に違約金を求めるのはあまり適切でないとのことである。交渉を続ける中で、大鉄工業株式会社からは企業版ふるさと納税で神河町に貢献したいと申出をいただいている。また、最大限努力をしていく姿勢は崩されていないので、この辺を評価し、地元業者下請率10%未達成でも、違約金を求めたりペナルティーを加えたりすることなく終わりたいと思っているの答弁であります。

これに対し、違約金がどうこうではなく、応募条件を守ってもらえないという悪例をつくれば、次以降同じようなことになる。最低限のペナルティーは絶対つけるべきである。そうでなければ、地元業者下請率10%はどうなったのかと聞かれたときに返答ができない。また、企業版ふるさと納税は会社が払う税金が控除されるもので、会社にとってはメリットしかない話である。これに対しての答弁であります。皆さんに納得いただけるよう、話し合いを続けていきたいと思っているであります。

次の質疑であります。粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設は、3月に引渡し、7月オープンの予定だが、オープンまでの3か月余り、保守管理、安全管理の体制はどのようにするのかの質疑に対し、粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設の管理については、引き渡し後は教育課の管理となる。安全管理については、入り口等はコーンで閉め、

セコムでの対応を予定しているの答弁であります。

これに対し、建物等はセコムである程度守られると思うが、遊具については子供が入り込んでけがをする心配がある。また、放置したままでは、さびが出たりするかもしれないので、しっかり管理をしてもらいたいとの質疑に対し、一番心配しているところである。最低限の管理はしていく。オープン前に最終的に掃除やチェックを行う予定であるとの答弁であります。

次に、グリーンエコー笠形であります。グリーンエコー笠形の経営状況は思わしくない状況が続いており、今年度においても、指定管理者から償還補てん金の免除の申入れが行われています。また、町から収支決算見込みなどを求めても提出しておらず、これは指定管理の条項に違反してくるとみなされる。これらの状況から、指定管理者の指定の取消しについて検討する時期に来ているのではないかという意見が相次ぎました。今後、指定管理者の経営改善計画を作成し、赤字の立て直しを図る必要があります。状況が変わらない場合は、町は期限を切って対応に当たるべきではないかと申し入れております。

次に、陳情第1号、神河町農村環境改善センター跡地有効利用に関する陳情をいただいております。これについて、令和7年1月29日受付の陳情第1号につきましては、農村環境改善センターのひと・まち・みらい課から株式会社グロースターズとのこれまでの経過及び当施設の現状と課題等について説明を受けました。当委員会からは、スピード感を持って早急に対応を進めるように要請するとともに、今後、継続調査事項として取り扱うことにいたしました。

そのほかの活動であります。令和6年12月24日、県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会が開催されました。今回から穴栗市議会との申合せにより、従来は議長と委員全員の出席で開催していましたが、今回から議長と産業建設常任委員会の正副委員長の出席で行いました。

次に、姫路土木事務所へ要望事項をいたしております。それについての、まず①神河町福本から柏尾までの自転車、歩行者の安全対策についての要望に、自転車と歩行者を分離し、双方の安全性を確保するため、路肩の拡幅を令和4年度から着手し、今年度は用地測量を実施するの回答であります。

次に、2つ目の要望であります。神河町上小田地内の早期拡幅改良であります。これについての回答、播但連絡道の神崎南ランプから峰山高原リゾートに至る区間のうち、唯一センターラインの引かれていない箇所に着手したところであるとの答弁であります。

次、3つ目の要望であります。穴栗市一宮町本谷から神河町上小田間のトンネル計画の検討についての要望であります。これについて、坂の辻峠は交通量が非常に少ないことから、トンネル化は効果が乏しく、事業着手には難しい。長期的な課題として取り組むの答弁であります。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、議会改革調査特別委員会、小寺俊輔委員長、お願いします。

○議会改革調査特別委員会委員長（小寺 俊輔君） 議会改革調査特別委員会委員長の小寺です。それでは、議会改革調査特別委員会令和6年度の取組を一括で報告いたします。

令和4年4月17日執行の神河町議会議員選挙の定数割れ、無投票であったことを重要視し、改選以降、議会では様々な改革に取り組んでまいりましたが、その改革をより強力に推し進めることを目的とし、当委員会が設置されましたことは、皆様御承知のとおりであります。令和6年6月18日に第1回委員会を開催し、当委員会の設置の目的や今後の進め方を委員間で確認、共有いたしました。

当委員会の設置の大きな目的は、令和8年執行予定の神河町議会議員選挙を無投票にしないことであります。委員会では、議員報酬の見直し、適正な定数について議論し、まずは原価方式による議員報酬を算出するための根拠となる議員の活動量のチェックに取り組むことを決定し、皆さんに令和6年8月から令和7年1月末日まで取り組んでいただきました。今後は、提出されたデータを基に、適正適切な議員報酬、定数の議論を深めてまいります。

一方では、町民の方々に議会の魅力を伝える、議会が何をやっているかをもっと知っていただくことが重要であり、町民の方々と一緒になって神河町議会のあるべき姿を探っていく神河町議会あり方ゼミナールを令和6年10月26日、長野県飯綱町議会元議長、寺島渉氏による基調講演を皮切りに、令和7年2月2日のゼミナール生の議場での発表に至るまで全6回開催し、町民の方々の考え方、率直な御意見を伺うことができたのは大変有意義な取組であったと感じております。ファシリテーターとして円滑にゼミナールを進めていただいた兵庫県地域再生アドバイザーであり合同会社人・まち・住まい研究所代表社員の浅見先生をはじめ、土日の貴重なお休みの時間を割いて参加していただいたゼミナール生の皆さんには、改めて感謝申し上げます。令和7年度は、ゼミナール生と議員が一緒になって議会のあるべき姿を探っていくステージ2に移行いたします。委員各位には、ゼミナール生の熱意、努力に応えるべく、いま一度関係資料の精読をお願いしておきます。

以上、令和6年度の活動を一括で報告いたしましたので、大変雑駁な報告となりましたが、都度開催の詳細は配付資料を御一読いただき、また、あり方ゼミナールの詳細はホームページで御確認いただきますことをお願いいたしまして、議会改革調査特別委員会令和6年度の活動報告といたします。

○議長（澤田 俊一君） それでは、ここで私のほうから報告をさせていただきます。12月定例会以降、閉会中の主立った事項についてであります。

12月19日、兵庫県町監査委員協議会役員会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員が出席されています。

12月24日、県道加美宍粟線改良促進議会連絡協議会要望会が龍野土木事務所宍粟

事業所と姫路土木事務所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長、小寺俊輔産業建設常任委員会副委員長と私が出席しています。前井兵庫県議会議員にも御臨席いただき、坂の辻峠トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行いました。

1月27日、神崎郡議長会が福崎町で開催され、私が出席しています。2月5日開催の神崎郡議長会主催の議員研究会について、講師を交え打合せを行いました。

1月9日、神河町及び神河町商工会共催の新年交歓会が開催され、各議員に出席していただいております。

1月10日、神河町老人クラブ連合会理事会・女性部役員会兼新年会が開催され、私が出席しております。

1月12日、令和7年姫路市消防出初式が姫路城三の丸広場で開催され、栗原廣哉副議長に出席していただいております。

同じく1月12日、令和7年神河町二十歳のつどいがグリンデルホールで開催され、議会を代表して私が出席しています。

1月15日、杉の子学級閉級式が開催され、吉岡嘉宏人権文化推進特別委員長と私が出席しています。子供たちの1年間の活動報告を聞きました。

1月17日、全国監査委員協議会定期総会が東京で開催され、藤後秀喜代表監査委員が出席されています。

同じく1月17日、1・17のつどい阪神・淡路大震災30周年追悼式典が、天皇皇后両陛下御臨席の下、神戸市で開催され、私が出席しております。

1月21日から22日、兵庫県町議会議長会議長研究会が神戸で開催され、私が出席しています。21日は全国町村議会議長会事務総長、赤松俊彦氏から「町村議会の課題」について、また、鹿児島県鹿屋市串良町柳谷公民館長、豊重哲郎氏からは「住民自治 自主財源確保運動 還元を中心に感動の地域創生」と題して、それぞれ講演を受けております。22日は、議員定数と報酬について意見交換を行いました。

1月27日、神河町商工会次世代プラン創造委員会との意見交換会を開催し、各議員に出席していただいております。意見交換では、少子化、子育て、タクシー不足を含む移手段、神河町の活性化について、議員の成り手不足等の課題について意見交換を行いました。

2月5日、神崎郡議長会議員研究会及び情報交換会が、多可町議会にも参加いただき、福崎町で開催され、各議員に出席していただいております。研究会では、合同会社人・まち・住まい研究所代表社員、浅見雅之氏から「地域ファシリテーションのすすめ～地域づくりは対話から～」と題した講演を受け、その後、ワークショップを行いました。

2月6日、兵庫県町議会議長会役員会が神戸で開催され、私が出席しています。協議事項は、兵庫県町議会議長会及び兵庫県町議会議員公務災害補償組合の令和7年度事業計画案及び予算案等について協議が行われました。

同じく2月6日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、松岡宣彦民生福祉常

任委員長と私が出席しています。付議事件の令和6年度事務組合一般会計補正予算については、審議の上、可決し、令和7年度事務組合一般会計予算については、提案説明を受けました。

2月7日、地方議会議員セミナーが東京で開催され、栗原廣哉副議長と藤原資広議員に参加いただいております。セミナーでは、城西大学経営学部マネジメント総合学科教授、伊関友伸氏から「アフターコロナの自治体病院、人口減少時代にどう対応するか」と題した講演を聴講されております。

2月10日、令和6年度兵庫県町監査委員協議会定例会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議選監査委員が出席され、令和6年度事業実施報告、令和7年度事業計画及び予算を承認されました。また、「例月出納検査」と題して講演を聴講されております。

2月12日、寺小っ子体験塾閉級式が開催され、吉岡嘉宏人権文化推進特別委員長と私が出席しています。子供たちの1年間の活動の報告を聞きました。

2月14日、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しています。令和7年度同組合議会一般会計予算について審議し、承認しています。引き続き、兵庫県町議会議長会臨時総会が開催され、令和7年度事業計画及び予算について審議し、承認しています。

2月21日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しています。付議事件の神崎郡ごみ処理施設建設用地造成工事（その2）請負契約締結事項の変更の件、令和6年度事務組合一般会計補正予算について審議の上、可決し、令和7年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

同じく2月21日、令和6年度神崎郡交通対策協議会総会が開催され、私が出席しています。令和6年度事業報告・決算見込み、令和7年度事業計画・予算案について協議が行われました。

2月24日、神崎郡スポーツ協会設立40周年記念事業が市川町で開催され、私が出席しています。

また、議会改革の取組として開催しております神河町議会ゼミナールにつきましては、先ほど特別委員長から報告があったとおりでございます。7年度についても4回のゼミナールを予定しております。よろしくお願いいたします。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月14日に第83号を発行し、1月24日に各区長様に配付しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

なお、各事務組合議会の議案につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、御覧ください。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時35分とします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

それでは、議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 諮問第1号

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第1号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。令和4年7月1日から人権擁護委員を務めていただいております前川修子様、令和7年6月30日をもって任期満了となります。前川様は人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、引き続き法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。人権擁護委員の推薦につきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしていただく民間の方々で、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、

法務大臣が委嘱します。任期は3年となっております。このたび推薦をします前川修子様は、町長の説明にもありましたように、令和4年7月1日から人権擁護委員に就任いただいておりますが、本年6月30日をもって1期目の任期が終了いたします。引き続き委員を務めていただきたく、推薦をするものです。

前川修子様は、次の2ページの経歴書にありますように、小学校の介助員や生活支援員補助員の経験がおありで、現在も神河中学校で生活支援補助員として学校教育の現場で御尽力いただいております、児童福祉分野において精通されている方です。性格も温厚で、地域住民からの信頼も厚く、人権についても高い資質をお持ちです。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦をさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

諮問第1号に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

ここでお諮りします。諮問第1号、被推薦者、前川修子氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であることの見解を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、前川修子氏が適任者であることの見解を提出することに決定しました。

日程第5 第2号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、第2号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会教育委員の任命の件でございます。神河町教育委員会は、教育長1名と教育委員4名で構成されており、任期につきましては、教育長が3年、教育委員が4年となっております。これまで教育委員として御尽力いただいております中野憲二委員から、本年3月31日をもって教育委員を辞職する願いが提出され、2月6日に教育委員会の同意を得て、私も同意しております。教育委員の一人が欠員となるため、新たに山名ひとみ氏を後任の教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

後任となります山名氏は、人格高潔で人柄も温厚であり、高等学校、小学校での臨時講師の経験もあり、平成30年からは神河町立小学校で児童生活支援員や学習支援員として勤務いただいております。兵庫県の教育に深く携わられ、その充実と発展に貢献されるなど、高い識見を有しておられます。神河町の人づくり、まちづくり並びに地域と連携した教育委員会活動を強く推し進めていく上で、教育委員として欠かせない人物であると認識しております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和7年4月1日から令和10年12月20日までの期間とします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第2号議案を採決します。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 第3号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第3号議案、神河町教育委員会教育長の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会教育長の任命の件でございます。このたび教育長であります入江多喜夫氏から、本年3月31日をもって辞職する願いが提出され、2月6日に教育委員会の同意を得て、私も町長として同意しております。つきましては、先ほどの第2号議案でも御提案させていただきました、3月31日をもって教育委員を辞職される中野憲二氏を後任の教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

後任となります中野氏は、人格高潔で人柄も温厚であり、高等学校教諭から兵庫県教育委員会事務局指導主事、高校教育課長を経て県教育委員会教育次長を務められた経験もあり、兵庫県の教育に深く携わられ、その充実と発展に貢献されるなど、高い識見を有しておられます。現在は学校法人神港学園高等学校の校長として奉職され、本年3月31日に退職されます。また、令和4年5月から神河町教育委員としてお世話になっており、卓越した識見と豊富な経験を生かし、神河町の教育振興に大きく貢献されています。神河町の人づくり、まちづくり並びに地域と連携した教育委員会活動を強く推し進めていく上で、教育長として欠かせない人物であると認識しております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和7年4月1日から令和8年12月31日までの期間となります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第3号議案を採決します。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 第4号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第4号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第4号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日施行され、これまでの懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑が創設されることに伴い、その引用箇所において条例改

正を行うものでございます。

制定の内容は、拘禁刑の創設について、各条例の改正内容が同じであることから、整理条例として制定を行うものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第8 第5号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、第5号議案、神河町手話言語条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手話言語条例制定の件でございます。手話は、音声言語と異なる言語であり、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。しかしながら、手話は長い間言語として認められず、手話が使いやすい環境が整えられなかったことから、聾者は多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。そうした中、言語には日本語や英語など数多くの言語があり、手話も言語として障害者の権利に関する条約や障害者基本法において位置づけがされるようになっていきます。手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、誰もが尊重し合い、支え合い、安全・安心に暮らすことができる神河町を目指し、この条例を制定するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。神河町手話言語条例制定の件の詳細説明をさせていただきます。

当条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語への理解の促進及び普及について基本理念を定め、神河町の責務及び町民、聾者及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策について定めることにより、全ての町民が安全・安心に暮らせることができる社会の実現を図ることを目的として、条例を制定するものでございます。

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。条例の前文として、条例制定するに当たり、現状の状況や制定するに至った背景などを記述させていただいております。

続きまして、第1条では、条例の目的を定めております。

10ページをお願いいたします。第2条の定義では、用語の意義を説明しております。第2条第1号で、町民とは町内に在住または通勤し、通学等により滞在する者としており、第2号では、聾者とは聴覚に障害がある者のうち、手話を言語として日常生活及び社会生活を営む者とし、第3号で、事業者とは町内において事業を行う個人または法人、その他団体としております。

第3条では、基本理念について定めております。手話言語への理解の促進及び普及は、手話が言語であることを認識し、聾者及び聾者以外の者が相互に理解し、個性や人格を尊重することとしております。

第4条では、町の責務として、手話言語への理解の促進及び普及を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること、第5条では、町民の役割として、町民、聾者、事業者それぞれの役割を定めております。

第6条では、施策の推進として、手話言語による情報を取得する機会の拡大のための施策、手話通訳者の確保及び養成等の意思疎通を支援するための施策、手話言語の理解及び普及を図るための施策など、施策を総合的かつ計画的に推進するものとしております。

第7条では、意見の聴取としまして、施策の実施状況、見直し、その他手話への理解促進及び手話の普及に関し必要な事項について、町民、事業者、知識経験者などに意見を聞くものとしております。

第8条では、学校教育における理解の促進として、学校教育において手話言語への理解促進及び普及啓発、並びに手話言語が必要な児童生徒に対し手話言語による学習支援に努めることを定めています。

11ページをお願いいたします。第9条では、委任について定めています。

最後に、条例の施行日は、令和7年4月1日施行日としております。

この条例を制定いたしまして、今後の取組といたしましては、1つ目に、当事者、意思疎通支援関係者、地域、行政等の関係者と手話施策に対する意見交換会を開催する予定でございます。2つ目に、町民、事業者への周知として、町が発信しているLINE等SNSやケーブルテレビでの手話の配信、町広報やホームページの周知のほか、簡単な手話をクリアファイルに印刷し、住民等へ配布すること。3つ目に、役場窓口での耳が聞こえにくい方への意思疎通支援としまして、軟骨伝導集音器の設置や避難所におけるコミュニケーションボードを活用した支援。4つ目としまして、手話奉仕員養成講座の取組継続としまして、神崎郡3町での自立支援協議会で、引き続き手話奉仕員養成講座の取組を継続していきます。5つ目に、学校教育における理解の促進としまして、小・中学校向けの啓発の資料の配布、また、今後、教育課と連携しまして、学校教育での理解促進に努めてまいります。6つ目に、7年度では新たに職員向けの研修としまして、手話や聴覚障害に対する理解を確実に深めるための職員研修を実施するなど、手話言語への理解の促進及び普及に取り組んでまいります。

以上、神河町手話言語条例制定の件の詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第9 第6号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第9、第6号議案、神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件でございます。

神河町図書コミュニティ公園「桜空」は、令和5年12月から整備を進めてまいりましたが、間もなく完成を迎えます。老若男女が集い、にぎわいを発信し、町のよりどころになることをコンセプトとし、神河町をはじめとするこのエリアのランドマークとなる施設を目指してまいります。令和7年7月のオープンに向け、施設の設置及び管理について定める必要があることから、神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課参事兼社会教育特命参事、宮本でございます。第6号議案、神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件の詳細説明を申し上げます。

神河町だけでなく近隣の市町を含む地域の人が日常的に集う、まちのリビングのような施設である神河町図書コミュニティ公園「桜空」が間もなく完成を迎えます。施設のオープンは令和7年7月ですが、4月から職員を配置し、施設の管理やオープンに向けた準備作業を行うため、施設の設置及び管理について定める必要があることから、神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

それでは、タブレット12ページを御覧ください。神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。御覧の目次にあるとおり、第1章、総則、第2章、図書コミュニティ施設関係、第3章、公園及びその他の施設関係、第4章、雑則となっております、まず第1章、総則です。

第1条では設置を規定し、地域の人が日常的に集い、新しいつながりをつくり、誰もが思い思いに過ごし、世代を超えて笑顔があふれる施設として、地方自治法の規定に基づき、神河町図書コミュニティ公園を設置することとしています。

第2条では位置を規定し、コミュニティ公園の位置は神河町粟賀町561番地としています。

第3条では施設を規定し、コミュニティ公園の施設は、第1号、図書コミュニティ施設、これは図書エリア、会議・研修室等がある建物部分でございませう。第2号、公園、第3号、その他施設、これは駐車場部分でございませう。

第4条では管理を規定し、コミュニティ公園の管理は、教育委員会が行いませう。

第5条では、利用の制限を規定していませう。

続いて、第2章、図書コミュニティ施設関係です。

第6条では休館日を規定し、図書コミュニティ施設の休館日は月曜日、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、変更することができるとしていませう。

第7条では開館時間を規定し、図書コミュニティ施設の開館時間は午前8時半から午後10時までとし、使用時間については、午前9時から午後9時半までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができるとしていませう。

第8条では、使用の許可を規定していませう。

第9条では、使用权の譲渡等の禁止を規定していませう。

第10条では、使用許可の取消し等を規定していませう。

第11条では使用料を規定し、使用者は別表1に定める額によって算定された料金を使用料として納めなければならないとしていませう。

第12条では、使用料の減免を規定していませう。

第13条では、使用料の不還付を規定していませう。

第14条では、造作等の制限を規定していませう。

第15条では、原状回復義務を規定していませう。

第16条では、損害賠償の義務を規定していませう。

第17条では、遵守事項を規定していませう。

第18条では、利用の禁止または制限を規定していませう。

続いて、第3章、公園及びその他の施設関係です。

第19条では、使用の許可を規定していませう。

第20条では、使用許可の取消し等を規定していませう。

第21条では使用料を規定し、使用者は別表2に定める額によって算定した料金を使用料として納めなければならないこととしていませう。

第22条では準用規定を規定し、第12条から第16条の規定は、使用料の減免、使

用料の不還付、造作等の制限、原状回復義務及び損害賠償の義務について準用するとして
ています。

第 2 3 条では、遵守事項を規定しています。

第 2 4 条では、利用の禁止または制限を規定しています。

続いて、第 4 章、雑則です。

第 2 5 条では委任を規定し、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会
が定めます。

附則として、施行期日、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。別表 1 で第 1 1
条関係、図書コミュニティ施設の使用料を、別表 2 で第 2 1 条関係、公園及びその他の
施設関係の使用料を定めています。

また、1 7 ページには、参考資料として神河町図書コミュニティ公園の管理に関する
規則の案を、1 9 ページには、参考資料 2 として神河町図書コミュニティ公園の図書エ
リアの管理運営に関する要綱の案をつけておりますので、御覧いただきますようお願い
いたします。

以上が理由並びに内容についての詳細説明でございます。よろしく御審議をお願い
いたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 1 0 第 7 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 0、第 7 号議案、神河町行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 7 号議案について、提案理由並びに内容について御説明申し
上げます。

本議案は、神河町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例制定の件でございます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律が、令和 6 年 6 月 7 日改正、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴う条例改正で
す。

改正の内容は、法律改正に伴い、特定個人情報等を定義する法律の引用箇所が変更にな
ったためでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第11 第8号議案から第11号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、第8号議案、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第9号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第10号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第11号議案、神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上4議案を一括議題とします。

上程4議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号、第9号、第10号及び第11号議案について、関連がありますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、各条例とも令和6年人事院勧告に伴うものでありまして、令和7年4月実施の給与制度のアップデートに対応するものであります。改定の主な内容は、俸給表、地域手当及び扶養手当の改正となります。

まず1点目は、俸給表、給料表の改定です。若年層の水準引上げは令和6年4月に先行実施されていますが、係長級3級の初号近辺の号俸をカットし、各級の初号の額を引き上げるものであります。2点目は地域手当でございまして、支給地域の単位の広域化がなされ、級地区分が5級地に再編され、兵庫県は5級地、支給割合が4%となります。3点目は、扶養手当の見直しであります。配偶者に係る手当が廃止され、子供に係る手当を1万3,000円に引き上げるものでありまして、2年間で段階的に実施するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

本4議案につきましては、令和6年人事院勧告を受け関連する給与条例等の改正を行うものでございます。改正の主な内容は、給料表の切替え、地域手当及び扶養手当の改正を行うものでございます。

82ページから参考資料2としましてアップデートを載せておりますので、まず御覧ください。

83ページのほうを御覧いただきたいと思います。給料表の改正につきましては、令和6年4月に遡り実施してきたところです。そのアップデートとしまして、右の下段に国公の係長級から本府省課長補佐級の俸給水準のイメージ図のとおり、3級以上の初号辺りの号給をカットした給料表に改めるものであります。なお、神河町の給料表は6級建てで、カットされる初号の俸給を使用していないことに加え、号給切替え表により給料額が変更することはありません。

この棒グラフが表しているものは、その級の給料額を示しているもので、薄い青と濃い青で棒グラフの上はほぼ同じですが、例えば3級の給料額の上限は一緒ですが、下は濃い青が切り上がっており、3級の給料額の初号の給料額が上がっていることになっております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、神河町では、この初号の辺りの給料額を使っていないこと、加えて、18ページからの初号の切替え表により、4月1日の給料額に変更がないように対応してまいります。

続きまして、84ページを御覧ください。地域手当の支給地の単位の広域化でございます。この内容は、近隣の市町間で地域手当の支給率にばらつきあり、不均衡が生じているとの意見があることから、この状況を踏まえ、人事院が改正を行ったものでございます。見直し後の兵庫県は5級地と指定されたため、神河町として4%支給できるよう改正を行うものでございます。なお、激変緩和措置としまして、引き上げる場合は2年間で、引き下げる場合は毎年1%ずつと段階的に実施されるものと認識をしております。5級地4%に非支給地ゼロ%、神河町がゼロ%でしたので、そこから4%に移行した場合、令和7年度の地域手当は2%ということで人事院勧告がされております。

86ページを御覧ください。扶養手当の見直しでございます。配偶者に係る手当を廃止し、子供に係る手当を1万3,000円に2年間かけて改正するものでございます。右の下段に再任用職員の手当支給拡大とあり、今後、住居手当等の支給を行ってまいります。ただし、再任用職員につきましては、持家職員のみとなっておりますので、令和7年度の支給は見込んでおりません。

87ページを御覧ください。下段に特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当の支給を可能とするものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、1ページ、第8号議案から説明を申し上げたいというふうに思います。

最初に、神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

2 ページの新旧対照表で御説明申し上げます。第 7 条で業績手当の支給条項を削り、第 9 条で給与条例第 3 2 条を削ることで勤勉手当の支給を可能とし、同条第 2 項で期末手当の支給率を 1 0 0 分の 9 5、勤勉手当の支給率を 1 0 0 分の 8 7. 5 と改正するものでございます。

以上の内容を 1 ページの議案として提案をさせていただきます。

続きまして、3 ページ、第 9 号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まずは 3 1 ページの新旧対照表で御説明申し上げます。第 1 6 条第 2 項で配偶者に係る扶養手当の支給条項を削り、同条第 3 項で子供に係る扶養手当の額を 1 万 3, 0 0 0 円に増額し、第 5 項で詳細な手続関係を規則委任することを新設する代わりに第 1 7 条を削除するものでございます。国の法律においてもこれまで記載をされておりましたが、住居手当、通勤手当なども人事院規則で定めてあることから、このたび法改正で削除されるものでございます。

第 1 8 条、住居手当の概要は変更ありませんが、第 1 6 条の扶養手当の配偶者への支給を削ったため、配偶者の定義を改めて記載するものでございます。

第 1 9 条、単身赴任手当は、採用時から手当支給ができるよう改正。

第 3 4 条の適用除外、1 8 条を削ることで再任用職員に住居手当の支給を可能にするものでございます。

制定附則第 8 項の地域手当の支給率を「1 0 0 分の 3」から「1 0 0 分の 4」に改めるものでございます。なお、地域手当の支給額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に 1 0 0 分の 4 を乗じて得た額となります。

以上の内容を 3 ページの議案として提案をさせていただきます。

続いて、1 7 ページを御覧ください。この条例の附則をつけておりますが、附則第 1 項で条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日とし、第 2 項で号給の切替え、第 4 項で扶養手当を 2 年間かけて改正するための経過措置で、令和 7 年度の支給額、子ども手当を 1 万 1, 5 0 0 円、配偶者手当を 3, 0 0 0 円と記載をしております。第 5 項で令和 7 年度地域手当の支給率を特例で「1 0 0 分の 2」として、第 6 項で地域手当の支給率を「当分の間 1 0 0 分の 0」と定めていた改正附則を「令和 7 年 3 月 3 1 日まで 1 0 0 分の 0」に改め、第 7 項で暫定再任用の住居手当を支給できるよう、改正附則第 6 項中、第 1 8 条を削るものでございます。

1 8 ページ以降に号給の切替え表を記載をしております。この切替え表により、4 月 1 日からの給料月額後の変更を抑えるものでございます。

6 1 ページからは、参考資料 1 として技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基本に改正を行うものでございます。

続きまして、8 9 ページ、第 1 0 号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まず、111ページの新旧対照表で御説明申し上げます。フルタイムの会計年度任用職員へ地域手当を支給するに当たり、常時勤務する職に就く職員として位置づけられるため、諸手当については常勤職員と同様に支給する必要があるとされております。

また、パートタイムの会計年度任用職員の地域手当につきましても、常勤職員及びフルタイムの会計年度任用職員に地域手当が支給されている場合、地域手当相当分を報酬単価に加味して支給するべきものとされており、このたび条例改正を行うものでございます。

第3条で、フルタイムの会計年度任用職員に地域手当を支給できるように改めるもので、第7条の2で地域手当の支給率を定めています。

また、第17条第4項で、パートタイムの会計年度任用職員の報酬月額算定に地域手当相当額を乗じて得た額とすると改正をするものでございます。

なお、101ページからの附則や給料表の切替えは、一般職の給与条例と同様の考え方で行い込みをしております。

以上の内容を、89ページからの議案として提案をさせていただきます。

続きまして、1ページ、第11号議案、神河町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

まず、3ページの新旧対照表で御説明申し上げます。第2条及び第15条の2で企業職の特定任期付職員の業績手当を廃止し、第4条第1項で配偶者の扶養手当を削る一方、附則第2項で令和7年度の経過措置として配偶者の扶養手当が支給できるよう作り込んでおります。本来なら、ここで附則第2項を制定するべきところでしたが、失念をしておりましたので、赤字にて訂正をしております。

第14条で地域手当の支給率を100分の4に改める一方、附則第3項で令和7年度の経過措置として、地域手当100分の2が支給できるように作り込んでいます。

第20条で会計年度任用職員に地域手当を支給できるようにし、第21条及び第22条で再任用職員に住居手当や特定任期付職員に勤勉手当を支給できるよう適用除外するものでございます。

附則第3項で地域手当の支給率を当分の間100分の0とすることとして未支給としておりましたが、このたびの未支給期限を令和7年3月31日までとし、令和7年度から支給できるように改めるものでございます。

以上の内容を議案として提案させていただきます。

なお、一括提案する4議案とも人事院勧告に基づき改正するものでございまして、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上を提案、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 1 2 第 1 2 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 2、第 1 2 号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 2 号議案について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、昨年 8 月に人事院が行った公務員の人事管理に関する報告において、「仕事と生活の両立支援の充実」に明記されたことによるものです。

改正の内容は 2 点で、1 つ目は、これまで 3 歳に満たない子供のある職員について、時間外勤務の免除を小学校就学前まで拡大すること、2 つ目は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を新たに整備するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

まず、3 ページ、新旧対照表を御覧ください。第 8 条の 2 で略称規定を設けています。本来、略称規定は、その字句の当初の条文に付すべきものでありますが、第 1 7 条で給与条例の略称規定を設けていたことから見直すものでございます。

第 1 0 条第 2 項で、時間外勤務の免除を 3 歳児から小学校就学前までに改めるものでございます。

第 1 7 条第 1 項で定める配偶者を含む要介護者の定義の略称規定とし、このたび新設される第 1 9 条の 2 に規定する配偶者等に引用することから定めるものでございます。

第 1 9 条の 2 で、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援等の個別の周知、意向確認。職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供。職場環境の整備（研修等の実施、相談窓口等）を行えるように改正するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 1 3 第 1 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第13、第13号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和6年5月31日改正、令和7年4月1日に施行されることに伴う条例改正です。

改正の内容は、法律改正に伴い非常勤職員の部分休業、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができることが認められている法律の引用箇所が変更になったためでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

まず、7ページ、新旧対照表を御覧ください。第18条第3項で、育児休業等を行う労働者の福祉に関する法律第61条第29項で当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができると規定され、同条第32項で、行政執行法人の長は、地方公務員法に規定する任命権者と読み替えることとされており、地方公務員の会計年度任用職員の方について部分休業が認められているものでございます。この条文が令和7年4月1日付の法律改正で、第61条の第20項で、地方公務員等の職員は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができると置き換えられることから、引用箇所を変更するため、字句の修正を行う条例改正を行うものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第14 第14号議案及び第15号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第14号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第15号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案及び第15号議案につきましては、関連がございますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和7年1月31日に子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正、また、同内容の規定が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定の運営に関する基準にも規定されていることから、同様に一部改正がなされたことを踏まえ、本条例を改正するものでございまして、令和7年4月1日から施行されることになったため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容は、1点目は、児童福祉施設における保育内容支援に係る連携施設の緩和を行い、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、小規模保育事業所などを連携施設として認めることを可能とするものでございます。

2点目は、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難な場合は、代替保育に係る連携施設を確保しないこととするを可能とする改正でございます。

3点目は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例のみの改正であり、栄養士法が改正されたことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士養成施設卒業者は管理栄養士免許を取得することが可能になったことに伴う改正でございます。

4点目は、家庭的保育事業の連携施設の確保を行うための経過措置が10年と規定されており、その期限が令和6年度末に到来するため、経過措置期間の延長を行うための改正でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課長、児島でございます。神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

の件及び神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件について詳細説明をさせていただきます。

1点目は、児童福祉施設における保育内容支援に係る連携施設の基準の緩和を行い、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、小規模保育事業所などを連携施設として認めることを可能とするものでございます。

集団保育、いわゆる保育所やこども園のことですが、集団保育の機会の提供の趣旨を堅持し、連携施設（保育相談ができる施設、代替保育施設、卒園後3歳以上の受皿）の確保が困難な場合は、特例として小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育事業所を連携施設として認める措置であり、小規模保育事業所などは、保育所などを連携施設として連携する必要があるとなっておりますが、同様の小規模保育事業所なども連携施設とすることが可能となった旨の改正でございます。

2点目は、代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難な場合は、代替保育に係る連携施設を確保しないこととするを可能とする改正でございます。

これは、家庭的保育事業者は、連携協力を行う者を適切に確保しなければならないと規定されていたことを、連携協力を行う者の確保が困難な実情、現状を踏まえて関係法令が改正され、連携施設を確保しなくてもよいとする改正でございます。現在、神河町及び神崎郡内には家庭的保育事業者はございませんが、家庭的保育事業所等の職員が病気、休暇等により保育提供をすることができない場合に、当該家庭保育事業者に代わって保育を提供するための連携施設、保育所や認定こども園ですが、連携施設を確保しておかないといけないという規定でありましたが、これがどうしても確保が困難な場合は、確保しなくてもよいとする改正でございます。

3点目は、栄養士法が改正されたことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士養成施設卒業者は管理栄養士免許を取得することが可能になったことに伴う改正でございます。

これまでは、管理栄養士になるための管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者、かつ実務経験のある者しか受験できませんでしたが、管理栄養士の履修課程のある大学、専門学校を卒業した者も受験することが可能になる法改正が行われたことにより改正するもので、この栄養士に係る改正については、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例のみの改正であり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例には該当する規定はございません。

4点目は、家庭的保育事業の連携施設の確保を行うための経過措置が10年と規定されており、その期限が令和6年度末に到来するため、経過措置期間の延長を行うための改正であり、内容につきましては、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定されている内容、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業を行うと認められる場合などを遵守すれば

連携施設を確保しないことができる旨の改正であり、経過措置を施行日から起算して10年とあるところを15年に改正し、期間を延長するものでございます。

以上が改正の内容であり、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第15 第16号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第15、第16号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年2月13日に行われました神河町国民健康保険運営協議会において審議され、答申を受けたことに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課の藤原でございます。それでは、第16号議案の詳細説明を申し上げます。

国民健康保険税につきましては、これまで令和12年度での標準保険税率移行に向け、限りある財政調整基金を適切に投入することにより、被保険者の急激な負担増を避け、均等に段階的に引き上げていくこととされてきました。しかしながら、当初の想定を上回る被保険者数の減により税収が落ち込む中、先月、1月に県から示されました標準保険税率並びに事業費納付金見込みにより再度試算しましたところ、令和11年度末には基金が枯渇する見込みとなったため、当初計画を1年前倒しし、令和11年度での移行に向け、税率を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、3ページをお願いいたします。まず、第3条第1項は、国民健康保険の被保険者に係る医療分となる基礎課税額の所得割額を100分の6.65から100分の6.83に、次の第5条では、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の均等割額について1人につき2万5,500円を2万6,900

円に、第5条の2は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額について、第1号の特定世帯、特定継続世帯以外の世帯については1世帯につき1万8,300円を1万8,900円に、第2号の特定世帯については1世帯につき9,150円を9,450円に、第3号の特定継続世帯については1万3,725円を1万4,175円に、それぞれ改めるものでございます。

なお、特定世帯とは、同一世帯の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、ほかの国民健康保険加入者が1人だけとなった世帯を言い、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額が最大5年間、2分の1の額が減額をされます。

また、特定継続世帯は、その5年を経過しても引き続き同じ状態で、国民健康保険と後期高齢者医療に分かれている世帯を言い、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額が3年間、4分の1の額が減額をされます。

次に、第6条でございます。国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の2.97から100分の2.98に、第7条の2では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について1人につき1万1,100円を1万1,500円に、第7条の3では、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については1世帯につき7,900円を8,000円に、第2号の特定世帯については1世帯につき3,950円を4,000円に、第3号の特定継続世帯については1世帯につき5,925円を6,000円に、それぞれ改めるものでございます。

次に、第8条でございます。介護納付金課税被保険者に係る所得割額を100分の2.59から100分の2.6に、第9条の2では、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額について1人につき1万1,300円を1万1,800円に、第9条の3では、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額について1世帯につき5,700円を5,900円に、それぞれ改めるものでございます。

続きまして、第21条でございます。国民健康保険税の減額規定になります。第1項第1号のアからカについては7割軽減について、第2号のアからカについては5割軽減について、第3号のアからカについては2割軽減について、減額となる額を改正するものでございます。

9ページをお願いいたします。次に、第21条第2項は、未就学児の均等割額の減額についての改正でございます。第1号が基礎課税額の被保険者均等割額について、第2号が後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額についての減額規定でございます。各号のアは7割軽減世帯の減額となる額、イは5割軽減世帯、ウは2割軽減世帯、エは一般世帯の減額となる額を、それぞれ改めるものでございます。

以上で第16号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第16 第17号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第16、第17号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成31年3月に消費税の改正等により改正させていただいておりますが、今回、コロナ禍以降の物価上昇、さらにゴールデンウィークの繁忙期における駐車場の確保、警備員やスタッフの雇用などを鑑みて、現在、条例で上限設定している入園料を、協議の上、上限の緩和を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。それでは、第17号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、観光交流施設（指定管理施設）のうち、神崎農村公園ヨーデルの森の料金改定でございまして、先ほど町長が申し上げましたとおり、利用料金の上限の緩和を行うものでございます。

神河町神崎農村公園ヨーデルの森の現状の課題は、2点あると考えております。1点目は、例年、ゴールデンウィークなどの入り込み客集中期には施設の収容能力を超える入り込みがあり、来園者満足度の低下につながっている点、2点目は、現在、条例上限近くで設定している入園料を、入り込み客集中期に今より上げることができない状態が利益確保の機会損失につながっている点でございます。こういった状況を踏まえまして、解決策として、需要に応じて繁忙期と閑散期の入園料を調整する変動料金制を導入するため、余裕を持たせた上限額に改定する必要があり、利用料金の上限額を引上げにより緩和するものでございます。

次ページは新旧対照表ですが、別添の第17号議案参考資料を御覧ください。利用料金の上限額の改正の基本的な考え方としまして、中学生以上の上限額を中心に考えてお

ります。現行、入園料、一般、中学生以上の上限額は1,400円ですが、現運用額は1,200円を頂いております。この現運用額を1,800円、将来的には2,000円まで引き上げることを基本に、2,000円プラス1,000円（1,000円につきましては物価上昇率30%、600円を切り上げいたしまして1,000円）を上乗せした額3,000円を改定後上限額に設定いたしております。団体は約9割、障害者は半額としております。以下、同様の考え方で、全体のバランス、他施設の入園料金などを参考に料金改正をしております。

仮に運用額ベースで試算した場合、現行、中学生以上5,000人で単価1,200円の場合では600万円で、単価1,800円での運用をした場合、来場者数5,000人ピークから3割減の3,500人の来場であった場合の入園料は、3,500人掛ける単価1,800円としまして630万円となり、現行の運用額を上げ、来場者数が3割減となったとしても入園料の減はないと考えております。また、3割減の入園者数となることで、各種体験施設での混雑、購買品のレジなどでの混雑、さらには園内全体の混雑が少しでも解消されることにより顧客満足度が上がり、総体的には客単価が上がるものと考えております。

また、さきにかかれまして産業建設常任委員会での御発言を受け、現在、町民は無料であるが、入園料を頂いてもいいのではないかと、障害者の方から入園料を頂かなくてもよいのではないかについては、設置条例や前指定管理者からの引継ぎなど、会社の考えとも合っているため、町民の方は無料でどんどん来ていただき、施設の中で御利用いただきたい。また、障害者の方の入園料につきましては、他施設においても入園料を頂いている中では、入園料はお願いしたい。

それと、差し当たり年間パスポート、学校行事の入園料の変更がないなら上限を変更する必要はないのではないかとにつきましては、今回、今すぐ現運用額（利用金額）を改定はしないんですが、基本となる料金を見直す際、再々条例上の上限改定を行うものではないと考えておりますので、今回併せて改定をさせていただきたいと考えております。

また、入場制限したらよいのではないかとといった御意見につきましては、既に常設駐車場及び臨時駐車場が満車になる場合につきましては入場制限を行い、お帰りいただくような誘導も行い、対応をしております。また、委員会での御発言につきましても、指定管理者との協議、検討させていただいた結果でございます。

以上、第17号議案について御説明申し上げましたが、条例に規定しています利用料金は、施設での上限を規定しているものでありまして、今回の改正により、実際に施設の料金を引き上げるか据え置くかは、指定管理者の判断により行われることとなります。ただし、現行運用の料金を改定する場合は、あらかじめ町長の承認を得てからになりますので、指定管理者の意向だけで行われるものではありません。また、現行運用の料金の引上げによる改正を行う場合には、利用者等への周知を十分に行ってまいります。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時ちょうどとします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

ここで、午前中に提案説明がありました第6号議案、神河町図書コミュニティ公園の設置及び管理に関する条例制定の件の参考資料2、タブレット19ページの中身について、一部訂正があるようでございます。

説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。大変申し訳ございません。19ページの神河町図書コミュニティ公園の図書エリアの管理運営に関する要綱の中で誤りがございます。

第1条の、この要綱は「神河町図書コミュニティ公園の設置に関する条例」と記載しておりますが、これにつきまして、「設置及び管理に関する条例」ということで、「設置」の後ろに「及び管理」を入れていただくようお願いいたします。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 以上のとおりでございます。御理解をお願いいたします。

一昨日まで、ちょっと議案の修正が相次いでおります。最終、議会議員宛てに修正の連絡がついたのが、ゆうべの午後8時以降でありました。執行部の皆さんにお願いします。もう少し慎重に議案をつくっていただいで臨んでいただきますようお願いしております。

それでは日程に戻ります。

日程第17 第18号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第18号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和6年10月31日の神河町消防審議会において消防団員の処遇改善についての審議が行われ、同日付の答申に基づき、神河町消防団条例の一部を改正す

る条例を制定するものでございます。

改正内容は、団員数が年々減少し団員の負担も増加する中で、令和3年4月の消防庁長官通知「非常勤消防団員の報酬等の基準」において、災害時以外の出動については、訓練や警戒等の出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し報酬を定めるなど、消防団員の処遇改善について積極的な取組を行うことが示されており、神崎郡内をはじめ近隣他市町においても災害以外の出動報酬の規定が設けられていることから、当町においても団員が訓練等で出動した場合、出動報酬を1回につき2,000円を限度に支給することができるものとし、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第19号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第18、第19号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、一般職の職員の給与に関する法律の公安職俸給表及び扶養手当支給額の改定により、令和7年2月21日公布、令和7年4月1日に施行される非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改正に伴い、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第20号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第19、第20号議案、神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布、令和7年4月1日施行により、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されることに伴い、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第20 第21号議案及び第22号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第20、第21号議案、神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件、第22号議案、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第21号及び第22号議案については、関連がありますので、一括にて提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、神崎公民館と神崎体育センターは1978年（昭和53年）に建設され、46年間にわたり町内の生涯学習施設の中核として、また屋内体育施設として、様々な事業や活動で利用されており、町民の皆様に親しまれてきた施設でございます。しかし、耐震性の課題もあり、神崎公民館については間もなく完成する図書コミュニティ公園「桜空」及び中央公民館へ、神崎体育センターについては町民体育館及び小・中学校体育館へ、それぞれ機能を移管することとし、令和7年3月31日をもって閉館するため、設置条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、教育課社会教育特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

宮本教育課社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課参事兼社会教育特命参事、宮本でございます。第21号議案及び第22号議案の詳細説明を申し上げます。

まず、23ページ、第21号議案について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公民館設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

神崎公民館は1978年に建設され、長年にわたり生涯学習施設として利用され、町民の皆様にご親しまれてきましたが、耐震性の課題もあり、間もなく完成する図書コミュニティ公園「桜空」や中央公民館へ機能を移管することから、令和7年3月31日をもって閉館します。

ただし、閉館後の活動場所を図書コミュニティ公園「桜空」を希望された利用団体及び代替施設が決まらない利用団体については、令和7年3月31日までに継続しての使用の申出があり、かつ町長が認める団体につきましては、令和7年6月30日までの使用を認めることとします。

それでは、25ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条中、「別表第1」を「次」に改め、同条に名称「神河町中央公民館」、位置「神河町寺前64番地」という表を加えます。

次に、第11条中、「別表第2」を「別表第1」に改めます。

次に、別表第1を削り、別表第2を中央公民館のみの表とし、別表第1に改めます。

附則としまして、附則1、施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。

附則2、経過措置です。この条例の施行の日の前日までに神崎公民館の利用申請があった者であって、かつ町長が認める団体等についての神河町公民館設置条例の規定の適用については、施行日から起算して3か月を経過するまでの間、この条例による改正後の第2条、第11条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとします。

続いて、27ページ、22号議案について御説明申し上げます。

本議案は、神河町体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

神崎体育センターは、神崎公民館と同じ1978年に建設され、長年にわたり屋内体育施設として利用され、町民の皆様にご親しまれてきました。しかし、耐震性の課題もあり、町民体育館及び小・中学校体育館へそれぞれ機能を移管することとし、令和7年3月31日をもって閉館します。ただし、武道場については、別棟の建物で、町内唯一の武道場であり、耐震性を保有していることから、引き続き運営し、各団体に利用していただきます。

なお、これまで神崎体育センターを利用されていた団体については、全て令和7年度から町民体育館及び小・中学校体育館を利用されます。

令和7年4月1日から武道場のみの運営となるため、神崎体育センターを本条例から削除するとともに、武道場を町民武道場として運営していくため、神河町体育施設設置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、28ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、別表第1中の「神崎体育センター、神河町中村8番地」を「町民武道場、神河町中村5番地」に改めます。

次に、別表第2中の「神崎体育センター」の施設名、単位、使用料、備考を、施設名「町民武道場、武道場」、単位「全面使用料」、使用料「200円/時間」、備考「町民以外は倍額」に改めます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するとしています。

以上が改正の詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第21 第23号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第21、第23号議案、神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道給水条例等の一部を改正する条例制定の件で、神河町水道給水条例、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例の3条例を一括して改正するものでございます。

改正の理由は、若者定住施策として、上水道事業、下水道事業、ケーブルテレビ事業の加入金または加入負担金の減額または免除を、令和7年3月31日までを期限として実施してまいりましたが、今年度策定中の第3期神河町地域創生総合戦略で引き続き実施していくため、期限を延長するための改正を行うものです。

3条例とも附則の加入金または加入負担金の減免・免除に関する経過措置の部分において、減免または免除の期間を4年間延長し、令和7年3月31日を令和11年3月31日に改正を行うもので、改正の根拠と目的が同じことから、3条例を一括しての提案とさせていただいています。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第24号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第22、第24号議案、中播北部行政事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播北部行政事務組合同規約の一部変更についての協議の件でございます。

改正の理由は、中播北部行政事務組合では神崎郡 3 町を構成町として事務処理等の共同処理を行っており、その経費を 3 町で負担しておりますが、その算出基礎となる人口割の人口の基準日を、現行の規約では「前年末住民基本台帳人口とする」としております。しかし、例年、基礎となる人口の確定が年明けとなるため、新年度予算編成に当たり、事務組合及び各構成自治体の予算編成に遅れが生じることから、分担金算出基礎人口の基準日を「前年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口とする」に、中播北部行政事務組合同規約の一部を変更するものでございます。

事務組合の規約改正につきましては、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を要することから提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 3 第 2 5 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 3、第 2 5 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。補正予算（第 6 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

内容につきましては、繰越明許費として令和 6 年度低所得世帯支援給付金事業ほか 5 事業を繰り越しし、地方債の補正としてクリーンセンター整備負担金事業ほか 5 事業の限度額を補正、そして、歳入歳出では、国の補正予算において創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した新規の事業などの計上、各事業の事業費確定見込みなどの補正でございます。

その主なものは、歳入では、増額要因として、再算定による地方交付税、新しい地方経済・生活環境創生交付金、神河まち・ひと・しごと創生寄附金、機構集積協力金交付事業補助金、学校施設環境改善交付金などでございます。次に減額要因は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、衆議院議員総選挙費、県知事選挙費委託金、子ども・子育て支援事業費補助金、神河ふるさとづくり応援寄附金、地方債、今回の補正における財源調整としての財政調整基金繰入金などでございます。

続いて、歳出においてですが、増額要因としては、地方交付税の再算定による町債管理基金積立金、企業版ふるさと納税基金積立金、障害者自立支援給付等事業、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した地理情報システム整備委託料、防災行政無線システムアプリ連携業務委託料、寺前幼稚園長寿命化改良工事請負費などでございます。減額要因は、ふるさとづくり応援基金積立金、物価高騰対策低所得世帯支援給付金、児童手当支給事業、予防接種事業、中播北部行政事務組合負担金、中播衛生施設事務組合負担金、中播消防署建て替え用地造成工事費などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,463万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,790万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第25号議案につきまして、詳細の御説明を申し上げたいと思います。

まず、御説明に入る前に、今般の補正の内容につきまして、新規事業の背景につきまして少し触れさせていただきます。

今般の補正につきましては、国の補正予算、特に地方創生2.0の展開のため創設をされました新しい地方経済・生活環境創生交付金などの補助金及びそれに付随します財源措置であります補正予算債、これについては充当率が100%、交付税算入が50%となっております。これらを活用し、令和7年度の予算と一体として編成をいたしたところでございます。つまり、令和7年度当初予算に計上予定の事業につきまして、より有利な財源を獲得するため、今般の補正予算に盛り込んだところでございます。

対象となる事業は、35ページ以降にあります新規事業の説明一覧表にも掲載をしております3つの事業でございます。まず1つ目が地理情報システム整備事業、そして2つ目が防災行政無線システム機能強化事業、3つ目が幼稚園施設整備事業でございます。これらの事業に活用する補助金につきましては、国において翌債の措置が取られるというふうに聞いてございます。したがって、それに合わせまして各事業に係ります補正額の財源につきまして全額翌年度に繰り越すこととし、第2表、繰越明許費に計上をさせていただいてございます。実質的には令和7年度事業と一体として今後取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。これらの背景を踏まえまして御審議を賜ればと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、7ページ、第2表、繰越明許費をお願いをいたします。各事業の繰越明許費の額を申し上げたいというふうに思います。

3款民生費、1項社会福祉費、令和6年度低所得世帯支援給付金事業でございます。4,053万6,000円でございます。過日の臨時議会におきまして議決をいただきました事業でございます。

次に、7款土木費、1項土木総務費、地理情報システム整備事業でございます。9,900万円でございます。先ほど申し上げました新規事業の1つ目の事業でございます。補助金等の手続によりまして全額を繰越しを予定をいたしてございます。

次に、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業でございます。1,725万円でございます。

続いて、道整備交付金事業でございます。800万円でございます。

次のページに繰越しの理由を添付させていただいておりますので、御参照をいただきたいと思っております。繰越しの理由なのですが、道路メンテナンス事業におきましては、河川の一時占用など、許可事務に時間を要したものでございます。また、道整備交付金事業では、用地の交渉等、用地の買収が遅延をしたことによるものでございます。

続きまして、8款消防費、防災行政無線システム機能強化事業でございます。1,879万7,000円でございます。先ほど申し上げました新規事業の2つ目の事業でございます。1つ目の事業同様に、全額を翌年度に繰り越す予定でございます。

繰越明許費の最後になります。9款教育費、1項幼稚園費、幼稚園施設整備事業でございます。1億8,675万8,000円でございます。これにつきましては、寺前幼稚園の長寿命化改良工事に係るもので、先ほど申し上げた新規事業の3つ目のものとなります。

次のページには、繰越しの理由書を掲載しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

続きまして、9ページをお願いをいたします。9ページは、第3表の地方債の変更でございます。事業費の確定見込みに伴う補正等でございます。起債の目的事業ごとに限度額を申し上げたいというふうに思います。

まず、クリーンセンター整備負担金事業、起債の種類は過疎債になります。次期ごみ処理施設整備負担金に係るものでございます。本年度の事業費の確定見込みによりまして9,830万円を減額いたしまして、限度額を1億7,300万円とするものでございます。

続いて、観光施設整備事業、過疎債でございます。ヨーデルの森長寿命化改良工事に係るものでございます。事業費の確定によりまして730万円を減額いたしまして、限度額を3,570万円とするものでございます。

続いて、道路新設改良事業でございます、公共事業債でございます。町道野村沢線など道整備交付金事業に係るものでございます。60万円を減額いたしまして、限度額を

570万円とするものでございます。

続いて、道路整備事業でございます、起債の種類は、辺地債及び過疎債を活用しております。町道作畑・新田線などの道路整備に係るものです。2,410万円を減額いたしまして、限度額を1億830万円とするものでございます。

続いて、消防施設整備事業でございます。緊急防災・減災事業債でございます。中播消防署建設負担金及び北部出張所の建設費用に係るものです。4,300万円を減額いたしまして、限度額を4,220万円とするものです。

続いて、学校施設整備事業でございます。起債の種類は過疎債、それから補正予算債でございます。まず、長谷小学校の長寿命化改良工事が600万円の減額で、これが過疎債でございます。それから寺前幼稚園長寿命化改良工事が8,740万円の増額で、これは補正予算債でございます。合わせた合計が8,140万円を増額をいたしまして、限度額を1億240万円とするものでございます。

これによりまして、補正後の限度額の総額でございますが、9,190万円の減額となりまして、総額が9億934万6,000円でございます。

続きまして、事項別明細書で御説明を申し上げます。13ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なものにつきまして御説明を申し上げたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人町民税でございます。現年課税分805万3,000円の増額でございます。当初の見込みより譲渡所得が増額となったものでございます。

2項固定資産税でございます。現年課税分2,297万4,000円の減額でございます。主な要因は、土地の評価替えによります雑種地補正率の見直しによる減、償却資産におけます過疎免除の計上遺漏による減などでございます。

続いて、11款の地方交付税でございます。普通交付税が1億784万2,000円の増額でございます。地方交付税法及び省令の一部改正による再算定の結果によるものでございます。

その詳細につきまして、少し申し上げたいと思います。需要額では、新たに創設をされました費目で、臨時経済対策費が2,927万2,000円、それから給与改定費が4,253万3,000円、臨時財政対策債償還基金費が3,254万8,000円の増額でございます。また、収入額で調整額がございますが、348万9,000円の減額でございます。なお、臨時財政対策債償還基金費3,254万8,000円でございますが、令和7年度及び令和8年度における元利償還金の一部の償還財源といたしまして町債管理基金に積立てをすることになってございます。

続いて、決定額につきまして申し上げたいと思います。基準財政需要額ですが、51億6,665万9,000円、基準財政収入額が17億8,105万4,000円、調整額につきましてはゼロ、普通交付税額の決定額でございますが、33億8,560万5,000円でございます。

続きまして、国県負担金のほうを御説明をいたします。

まず、民生費負担金でございます。障害者自立支援給付費等負担金でございます。実績見込みによりまして、国が579万1,000円、県が289万5,000円の増額となります。

次に、児童手当交付金です。児童手当法の改正による負担率の変更によりまして、国が450万5,000円の増額、県が388万1,000円の減額です。それぞれの各項目により増減が少しございます。

続いて、14ページをお願いをいたします。衛生費国庫負担金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。接種者が減少によりまして45万7,000円の減額となっております。

続いて、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金でございます。96万円の増額です。新たに1名の方が厚生労働省の審査によりまして疾病等の認定がされたものでございます。当町では2人目の認定ということになります。

続いて、国庫補助金です。

総務費補助金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。充当事業の実績見込みによりまして1,581万1,000円の減額でございます。

続いて、民生費補助金です。児童手当の支給に係るものでございますが、子ども・子育て支援事業費補助金720万6,000円の減額です。

続いて、衛生費の補助金です。出産・子育て応援給付金の実績見込みによりまして、出産・子育て支援交付金43万3,000円の減額でございます。県の補助金につきましては10万8,000円の減額となっております。

続いて、土木費の補助金です。若者世帯住宅補助事業等の実績見込みによりまして、社会資本整備総合交付金248万円の減額でございます。国の補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金は4,907万6,000円の計上でございます。新規事業の地理情報システム整備事業に関するものでございます。なお、この補助金につきましては、補助率は2分の1となっております。

教育費補助金でございます。学校施設環境改善交付金でございます。4,437万1,000円の計上でございます。寺前幼稚園長寿命化改良工事に係るものでございます。なお、補助率につきましては、3分の1でございます。

消防費補助金です。国の補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金で939万8,000円の計上です。新規事業で申し上げました防災行政無線システム機能強化事業に関するものでございます。これにつきましても補助率は2分の1でございます。

次のページをお願いをいたします。15ページになります。県の補助金でございます。

まず、総務費補助金です。市町振興支援交付金は、実績見込みによりまして530万5,000円の減額です。地方バス等公共交通維持確保対策及びコミュニティバス運営に係るものでございます。

民生費補助金です。医療助成費補助金でございます。決算見込みに基づきまして438万4,000円の減額計上となっております。

保育施設等への一時支援金事業費補助金は、事務費も含めまして31万円の計上でございます。これは、物価高騰の影響を受けております保育所等を支援する事業でございます。

地域少子化対策重点推進事業補助金でございます。縁結び事業に対するものですが、事業費の一部が補助対象外となりました。したがって、この対象外部分の75万8,000円を減額をするものでございます。

農林業費補助金です。機構集積協力金交付事業補助金1,371万5,000円の計上でございます。貝野、加納宮農組合の法人化に伴います農地集積協力金に係る補助金でございます。

緊急防災林整備事業補助金でございます。経営管理事業分の減によりまして514万1,000円の減額計上としております。

次のページ、16ページをお願いいたします。続きまして県の委託金でございます。総務費委託金です。額の確定によりまして衆議院議員総選挙費委託金226万9,000円、県知事選挙費委託金235万2,000円の減額計上でございます。

農林業費委託金でございます。地籍調査事業委託金につきましては、決算見込みによりまして213万8,000円の減額でございます。

続いて、土木費委託金は、追加の交付によりまして河川クリーン作戦の事業委託金が200万円の増額計上でございます。

続いて、寄附金でございます。神河ふるさとづくり応援寄附金2,500万円の減額で、決算見込みによるものでございます。それから、神河まち・ひと・しごと創生寄附金ですが、1億170万円の増額計上で、1億円の御寄附を含めまして、3つの事業所からによるものでございます。御寄附をいただきました企業様におかれましては、誠にありがとうございました。指定されました地方創生プロジェクト事業に有効に活用をさせていただきたいというふうに考えてございます。

続いて、基金繰入金でございます。

公共施設維持管理基金繰入金1,776万6,000円の増額でございます。まちづくり基金繰入金470万1,000円の減額で、それぞれ充当してます事業の事業費が確定したことによるものでございます。

続いて、財政調整基金の繰入金ですが、4,950万1,000円の減額でございます。今般の補正の財源調整のため減額するものでございます。補正後の残高見込みにつきまして申し上げます。17億257万3,000円と見込んでございます。17億257万3,000円でございます。

続きまして、雑入でございます。次のページ、17ページをお願いいたします。

まず、グリーンエコー笠形の起債償還受入金ですが、355万、全額の減額計上とし

ております。事前に聞き取り調査等を行いました。今年度も収益が赤字となる見込みでございます。協定書の規定に基づきまして施設利用料を免除をするものでございます。

続いて、町有建物災害共済金受入金（過年度分）2,857万5,000円の減額です。令和5年度に発生をいたしました落雷罹災によるものなのですが、非常に県内におきまして全体的に多くの申請があったこと、それから申請額が高額に上っていることなどの背景がございます。共済金の審査及び査定が長期間にわたってございます。この間、再三いつ頃になるだろうということでも問合せ等も行いまして進捗の状況の把握に努めてございますが、年度内の納入につきましては困難と判断をいたしまして減額計上をさせていただいております。

歳入の最後ですが、町債でございます。町債につきましては、地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、18ページ、歳出をお願いをいたします。

まず、人件費等につきましては、補正8号以降の変更によるもので、職員給与、職員手当、共済費等の補正を行ってございます。なお、各科目での職員手当、共済費等の個々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

32ページのほうに給与費の明細書がございます。少し32ページのほうをお願いをいたしたいと思います。1、一般職、(1)総括をお願いをいたします。区分、比較欄で外書き両括弧上段につきましては再任用短時間勤務職員、両括弧下段につきましては会計年度任用職員でございます。一般職で給料145万4,000円の減額、職員手当28万1,000円の増額、共済費30万5,000円の減額で、合計いたしまして147万8,000円の減額補正でございます。また、会計年度任用職員につきましては、合計欄を見ていただきまして、528万5,000円の減額補正となっております。

すみません、少しまた18ページのほうに戻っていただきたいと思います。各款ごとについて、目ごとに主なものについて御説明を申し上げたいというふうに思います。

2款の総務費でございます。一般管理費です。令和6年度能登半島地震復興支援に係ります職員派遣経費を計上をしておりましたが、兵庫県からの派遣要請が終了をいたしました。そのため職員手当、旅費等、災害支援経費全額200万円を減額計上しております。

次のページをお願いをいたします。地方バス等公共交通維持確保対策補助金でございます。64万6,000円の増額でございます。補助金額が確定をいたしました。現行の既定予算に不足が生じているもので、増額計上をさせていただいたものでございます。

財産管理費です。町債管理基金積立金は、普通交付税の再算定に基づき、臨時財政対策債の償還金を積み立てるものでございます。3,254万8,000円の増額計上としております。

神河ふるさとづくり応援寄附金積立金でございます。実績の見込みによりまして2,500万円の減額計上になります。

続いて、企画費です。企業版ふるさと納税基金積立金は9,170万円の増額でございます。少し、歳入のほうで1億幾らというふうに申し上げましたが、この差額分については事業のほうに充当をいたしております。

次のページをお願いいたします。20ページになります。事業費確定によりまして、衆議院議員総選挙費につきましては207万3,000円、県知事選挙費につきましては235万2,000円の減額でございます。

続いて、22ページをお願いいたします。3款の民生費です。社会福祉総務費でございます。物価高騰対策低所得世帯支援給付金（新たな非課税世帯分）でございます。契約額の確定によりましてシステム改修委託料ですが、506万3,000円の減額で計上をさせていただいております。また、給付金につきましては、支給対象者見込みの確定によりまして、少し金額大きいんですが、1,585万円の減額計上とさせていただいております。

続いて、住宅改修等助成費（特別型）ですね。いきいき住宅助成金でございます。実績の見込みによりまして176万円の減額の計上です。

続いて、介護保険事業特別会計繰出金は1,600万2,000円の減額計上でございます。

心身障害者福祉費でございます。障害者介護給付費は1,196万8,000円の増額です。主に施設の入所、生活介護、共同生活援助、就労継続支援B型、就労移行支援の給付費が増嵩をしております。

医療助成費でございます。600万円の減額で、実績報告に基づくものでございます。

児童措置費でございます。児童手当関係ですが、365万1,000円の減額で、法改正システム改修委託料などの減額計上でございます。

保育所費です。物価高騰等の影響を受けている保育施設に対しまして、光熱費や食料費等の価格上昇分の一部を支援する保育施設等への一時支援金30万円の増額でございます。神崎保育園につきましては19万円、寺前保育所につきましては11万円の計上ということです。

次、23ページをお願いいたします。23ページ、4款の衛生費でございます。健康づくり対策費です。予防接種者の減少などで個別接種委託料が484万5,000円、任意インフルエンザ予防接種委託料160万円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料45万7,000円、合計しますと690万2,000円の減額計上とさせていただいております。

予防接種健康被害給付費は、96万円の増額計上で、歳入のほうで御説明をしたとおりでございます。

次のページをお願いいたします。ごみ処理費です。実績見込みによりまして、中播北部行政事務組合負担金、クリーンセンター分ですが、1億1,994万2,000円の減額でございます。

続いて、し尿処理費です。中播衛生事務組合負担金ですが、投入量等の減によりまして1,258万6,000円の減額計上でございます。

続いて、5款の農林水産業費でございます。

農業振興費でございます。地域集積協力金につきましては1,371万5,000円の増額で、貝野営農組合、加納営農組合の法人化に伴います農地中間管理権設定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。25ページになります。林業振興費です。町森林経営管理事業委託料でございます。931万9,000円の減額、また、森林環境譲与税基金積立金につきましては、779万6,000円の増額計上でございます。

次のページをお願いいたします。7款土木費でございます。

土木総務費ですが、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用します地理情報システム整備委託料でございますが、9,900万円の計上となっております。

道路橋梁新設改良費でございます。町道新設改良800万円の増額につきましては道整備交付金事業に係るもの、それから町道改良工事請負費500万円の減額は町単独道路改良工事の精査による計上、それから支障物件等の補償費310万円の減額ですが、町道作畑・新田線の支障電柱の移転が不要となったものでございます。

次のページをお願いいたします。住宅管理費です。負担金、補助及び交付金846万5,000円の減額で、若者世帯向け家賃補助金314万4,000円の減額、若者世帯住宅取得支援補助金442万円の減額、若者世帯リフォーム支援補助金90万1,000円の減額で、それぞれ決算見込みによるものでございます。

続いて、8款消防費でございます。

常備消防費でございます。中播消防署北部出張所建て替えに係るものでございますが、造成工事及び建て替え工事の設計業務委託料が1,800万円の減額、それから用地造成工事費につきましては2,500万円の減額計上となっております。なお、用地造成工事につきましては、令和6年度から令和7年度の2年間、限度額5,500万円の債務負担行為の設定をしております。本年度の歳入歳出予算への計上額は、減額をしておりますので1,500万円という計上になります。

続いて、災害対策費です。新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用する防災行政無線システムアプリ連携業務委託料でございます。1,879万7,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。28ページになります。9款教育費です。

小学校管理費でございます。学校施設等改修工事請負費530万円の減額でございます。長谷小学校長寿命化改良工事に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。幼稚園費です。幼稚園施設整備工事請負費は1億8,200万円の計上です。寺前幼稚園の長寿命化改良工事に係るものでございます。国の補正予算の学校施設環境改善交付金及び付随します補正予算債を活用し、事業計上を

しておるものでございます。

次のページをお願いいたします。社会教育施設運営費でございます。児童センター改修工事請負費につきましては573万4,000円の減額です。

体育施設管理費の光熱費407万7,000円の減額でございますが、町民温水プールのガス代、電気代等の減額計上になります。修繕料の493万4,000円の減額ですが、これは町民体育館の修繕に係る経費を計上いたしてございます。

次のページをお願いいたします。10款公債費でございます。グリーンエコー笠形償還金355万円、免除の減額によります財源振替をいたしてございます。

以上が歳入歳出予算の説明になります。

続いて、冒頭申し上げました3つの新規事業の概略につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。35ページから36ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

まず、1点目が地理情報システム整備事業でございます。補正額につきましては9,900万円。財源の内訳なんですけど、4,907万6,000円が国庫支出金になります。それから一般財源につきましては4,992万4,000円となっております。目的なんですけど、まず、この事業につきましては、ベースとなります地形図のベース化ですね。データ整理等を図ってGIS化をするというものでございます。それにあわせて、災害情報等をこの中に載せまして、この部分について公開型という形で住民の皆様へ災害情報等をお知らせしていくというふうなことを考えてございます。特に今後なんですけど、これら、ほかのいろんな、上下水道の関係でありますとか、そういったいろいろなデータベースを載せていきたいというふうには考えてございますが、少し、公開が条件となりますので、そういったところも整理しながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

事業の内容は3点ございまして、地形図のデータの更新、それから地理情報システムの構築、そして、これが補助金の対象になる一番大事なところなんですけど、公開型のGISを構築していくということになってございます。財源につきましては、先ほど申し上げました生活環境創生交付金です。この生活環境創生交付金につきましては、従前の、デジタル田園都市国家構想交付金と言った交付金が、名称が変わったものでございます。

続いて、消防費関係で、防災行政無線システム機能強化事業でございます。補正額につきましては1,879万7,000円。国庫支出金ですが、939万8,000円。これも生活環境創生交付金ということでございます。一般財源につきましては939万9,000円となっております。これにつきましては、防災行政無線の弱電波、ノイズの影響を緩和するというので、受信不良箇所の補完という形で、アプリを活用してそういったところを補っていききたいということで事業化をしたというようなものでございます。事業の内容としましては、アプリを導入し、受信の弱いところの地区にタブレットを導入させていただいて活用して、そういった部分を補っていききたいというふうに計画をい

たしてございます。

続いて、次のページなのですが、幼稚園施設整備事業でございます。補正額につきましては1億8,675万8,000円。国庫負担金、これが学校施設環境改善交付金になりますが、4,437万1,000円、そして地方債が8,740万円、これが補正予算債になります。それから、その他で5,000万円ということで計上しています。公共施設維持管理基金の繰入れを予定をしております。一般財源につきましては498万7,000円ということでございます。これは、寺前幼稚園の長寿命化の改良工事に係るものです。老朽化等の対策というところで屋根、外壁の改修、LEDの照明、省エネ空調への更新、トイレ関係の洋式化など、幼児の施設の環境改善を図る予定をしております。

以上につきまして、3つの新規事業につきましての概略につきまして御説明をさせていただきました。

私のほうからの説明はこれで終わらせていただきたいと思います。

なお、37ページ以降にそれぞれの事業の概要をつけてございますので、担当課のほうから少し御説明をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そうしましたら、私の詳細説明につきましては、これで終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 続いて、37ページ以降の資料について説明を求めます。

まず1番目、地理情報システム整備事業について、藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。

私のほうからは、1つ目の新規事業、地理情報システム整備事業について御説明したいと思っております。

初めに、このたび提案させていただきます地理情報システム整備事業につきましては、国の地方創生2.0の展開のために創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用する事業でございます。デジタル技術を活用した地方の活性化でありますとか、行政サービスの効率化、高度化による地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を支援する事業ということでございます。

事業の目的としましては、道路や河川、防災、災害情報などの行政情報をウェブ上、ホームページ上で幅広く発信することで、住民サービスの向上でありますとか防災意識の高揚につなげていくほか、地形図をベースとした行政事務の一元化による事務の効率化でありますとか利便性の向上を図ることを目的としております。

具体的には、3つの取組を予定しております。

1つ目です。町内全域の地形図データの更新でございます。既存の地形図データでありますけれども、旧町合併前からほとんど地形図につきましては更新がされていないため、現状の地形と整合性を欠く箇所が数多く見られるようになってきております。このため新たに地形図データの更新を行いまして、このシステムの基盤地図として利用していき

たいというふうに思っております。

地形図の更新に必要な航空写真ですけれども、このたび新たに航空写真を撮影するのではなくて、令和4年度に町が取得した航空写真でありますとか、令和2年度に県が整備した山林部の航空データを活用しまして経費の節減を図っていきたいというふうに思っております。

2つ目に、統合型GIS、地理情報システムの構築でございます。統合型GISは、新たに更新する地形図に各課が持つ行政情報を連携させることによりまして一元的に管理・運用していく地理情報システムのことでございます。このたびの整備におきましては、町道でありますとか河川、それから農道、林道、ため池などの台帳データとの連携、それから防災・災害情報アプリとの連携、その他、県が公開しております土砂災害警戒区域データなどとの連携を予定しております。

3つ目に、公開型GISの構築でございます。公開型GISとは、統合型GISで連携させたデータを外部に情報提供するシステムのことでございまして、これにより、事業の目的であります行政情報をウェブ上で幅広く発信するということで、パソコンでありますとかタブレット、スマートフォンによりまして、いつでも、どこでも、誰でも情報が取得できるようになるため、住民サービスの向上でありますとか防災意識の高揚につながっていくものと考えております。

このたびの地理情報システムの整備を機に、今後、多岐にわたる事務を一元化していくことで事務の効率化でありますとか高度化を図ることができ、また、その情報を公開していくことで、役場に行かなくても知りたい情報を得ることができますので、住民などの利便性の向上にもつながると考えております。

以上、簡単ですけれども、システムの説明とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） それでは、次に、防災行政無線システム機能強化事業について、井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは38ページ、防災行政無線アプリ連携事業についての御説明をさせていただきます。

御承知のように、これまでも戸別受信機につきましては、受信強度の問題や、屋内外からのノイズにより放送が入らない、また入りにくいといった事象があり、特に大嶽山、基地局からの距離がある越知谷地域では受信強度が低く、また電気柵や電線などからの外部ノイズの影響を受けやすく、雑音による苦情も多くございます。

今回整備するシステムは、携帯電話事業者によるキャリア通信を利用するもので、スマートフォンやタブレットが使用できる環境であれば、専用のアプリケーションをダウンロードすることで、町内、町外を問わず、どこにいても防災行政無線からの情報を聞くことができます。

当システムの機能ですけれども、まず1つ目が、火災や避難情報などの緊急放送につ

いては、強制的に最大音量で音声流れます。2つ目は、携帯電話やWi-Fiなどのインターネットがつながる場所、環境であれば、どこでも受信ができます。3つ目は、画面の文字は大きくシンプルなものとして、高齢者の方でも分かりやすいデザインといたします。4つ目は、タブレットの配布です。受信強度が弱く、地区全体が無線の入りにくい新田区と岩屋区を対象に、受信専用のタブレットを100台購入して、無償貸与により全戸配布を行い、通信料も含めて町で対応することといたします。なお、町内には新田・岩屋区以外でも無線の入りにくいエリアがございますので、追加購入により柔軟に対応はしてまいります。

次に、アプリケーション機能及び画面表示についてですけれども、先般の民生福祉常任委員会の後に業者との打合せを行いまして、説明した内容から変更がございますので御説明いたします。

まず、無償配布する専用端末、タブレットですけれども、これは操作が不要で、自動で音声流れる設定となっており、また、緊急放送については、設定音量に関係なく大音量で放送がされます。

次に、個人のスマートフォンやタブレットにアプリをダウンロードした場合ですが、自動で音声流れる自動放送の設定はできないということです。着信音、またマナーモードの設定により、着信後に再生ボタンを押すことで放送を聞いていただくことになります。ただし、緊急放送については、着信音、マナーモード、どちらに設定しても強制的に、自動的に大音量で流れることになります。しかし、会議などで緊急放送の音も出ないようにしたいという場合もございますので、設定を解除することで画面表示のみとすることもできます。

次に、放送を受信できる範囲ですけれども、お住まいの集落、隣保までの設定ができることになりましたので、戸別受信機と同じ情報を受信することができます。例えば寺前区の1組と設定した場合、町からの定時放送、そして各集落の区長さんが町全体に放送されるお悔やみ放送などのほか、寺前区の区長さんがされる区内全域の放送、また寺前区1組を対象とした隣保ごとの放送まで聞くことができます。

また、タブレットの画面表示ですけれども、着信日時と併せて、町からの放送については内容が分かる表題タイトルが表示され、集落からの放送は「〇〇区からのお知らせ」といったように、集落名が分かるようなタイトルが表示がされます。なお、このアプリはあくまでも戸別受信機を補完するシステムとして位置づけておりますので、スマートフォンやタブレットをお持ちの方には、ぜひこのアプリをダウンロードしていただき、戸別受信機と併用して御活用いただきたいと思います。

以上で防災行政無線システムアプリ連携事業の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（澤田 俊一君） 次に、3点目、幼稚園施設整備事業について、児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課長、児島でございます。39ペ

ージ、寺前幼稚園長寿命化改良工事の概要についてを御覧ください。工事概要でございます。

寺前幼稚園は平成7年に建築され、建築後、約30年が経過し、経年劣化による老朽化が進んでおります。今回の寺前幼稚園長寿命化改良工事は、空調設備の改修、LED照明及びペアガラスへの改修、外壁及び屋根の更新、トイレの乾式化・洋式化及び遊戯室・保育室の床の更新の改修工事を予定しております。この遊戯室・保育室の床の更新につきましては補助対象外となっております。

工事中につきましては、園児や幼稚園教職員の安全確保及び工事による騒音などが発生し、通常の園生活に支障を来すため、寺前小学校の空き教室を活用し、工事期間は幼稚園として運営する予定でございます。

なお、工事期間につきましては、令和7年7月から12月を考えております。

以上が、寺前幼稚園長寿命化改良工事の概要についての御説明をさせていただきました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で第25号議案の提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第24 第26号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第24、第26号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

今年度の医療費の状況については、昨年度に引き続き、全体の医療費は低い水準で推移していますが、1人当たりの医療費は依然高止まり傾向にあります。

歳入において、被保険者数の減少に伴い国保税が減収となり、今後もこの傾向は続く見込みであり、当初より財政調整基金の繰入れを見込んで予算編成をしておりますが、県からの特別交付金が、がん検診受診率の向上により増額される見込みとなり、財政調整基金の繰入金を調整し、決算を見込む状況となりました。

補正の内容は、歳入では、国民健康保険税決算見込みによる減額、国庫支出金の補助金の増額、県支出金確定見込みによる普通交付金の減額と特別交付金の増額、県からの特別交付金の増額に伴う財政調整基金からの繰入金減額、以上が主なものでございます。

歳出では、決算見込みによる会計年度任用職員の勤務実態による人件費の減額、一般

被保険者療養給付費と高額療養費の減額、国保税還付金の減額、また、不当利益及び第三者求償に伴う県支出金返納金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,028万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,712万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第25 第27号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第25、第27号議案、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険料の決算見込みによる増額。歳出では、保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,973万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第26 第28号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第26、第28号議案、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第28号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございまして、

て、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正要因としましては、歳入においては、介護保険料の決算見込みによる増額、調整交付金の確定見込みによる減額、支払基金の交付金の減額、県負担金、一般会計繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金の決算見込みに伴う減額が主なものでございます。

歳出においては、令和6年度介護保険法の改正に伴うシステム改修作業の減額、決算見込みによる介護サービス給付費等諸費の減額、決算見込みによる地域支援事業費の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,773万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,834万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第27 第29号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第27、第29号議案、令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第29号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、繰入金の決算見込みによる減額、消費税還付金の確定による雑入の増額。歳出では、処分地整備工事の清算見込みにより工事請負費の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,262万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第28 第30号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第28、第30号議案、令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第30号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正の内容は、基金運用利息の増額に伴うもので、歳入では、振興基金繰入金の増額、利子及び配当金の増額。歳出では、地区振興基金積立金の増額、集落運営諸経費助成金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295万8,000円とするものでございます。なお、これらの内容につきましては、令和7年2月10日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいているものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

日程第29 第31号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第29、第31号議案、令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第31号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正の内容は、長谷ふれあいマーケット運営費の増額に伴うもので、歳入では、振興基金繰入金の増額。歳出では、負担金、補助及び交付金（長谷ふれあいマーケット運営費補助金の増額）でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ735万7,000円とするものでございます。なお、これらの内容につきましては、令和7年2月18日に長谷地区振興基金審議会において審議いただき、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 3 0 第 3 2 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 0、第 3 2 号議案、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 3 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町水道事業会計補正予算（第 5 号）でございまして 補正予算（第 4 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的支出で、6 年度決算見込みに基づきます報酬の減額と法定福利費の増額、収支均衡の原則により予備費を増額してございます。これらによる水道事業収益的収入及び支出の合計金額は変更ございません。

次に、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 1 万 3, 0 0 0 円減額し、3, 8 7 3 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 3 1 第 3 3 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 3 1、第 3 3 号議案、令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 3 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 5 号）でございまして、補正予算（第 4 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的支出で、6 年度決算見込みに基づきます報酬と法定福利費の減額、収支均衡の原則により予備費を増額しております。これらによる下水道事業収益的収入及び支出の合計金額は変更ございません。

次に、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 4 万 9, 0 0 0 円減額し、4, 2 0 6 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（澤田 俊一君）　ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで
延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君）　御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、明日、2月27日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

午後2時36分延会
